



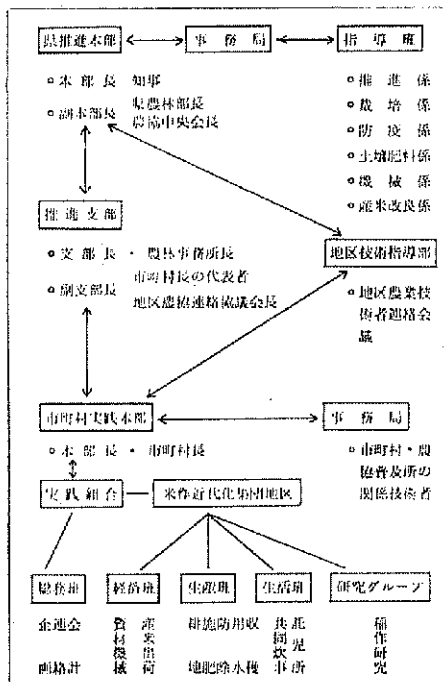
新佐賀段階米づくり運動推進大会 昭和40年3月

県はこの時期に、四十二年を目標年次とする八か年にわたる県産業振興計画を樹立したが、本県農業の大宗である米麦を主体として、畜産、果樹を選抜拡大作目としてとりあげ、三本柱を打ち立てた。

すでに本米づくり運動の展開に先行し、幾多の振興措置や運動を続けてきたが、県・市町村・農業団体・農家一丸となって、これまで長い間の技術研究、現地実証試験や組織化工作につとめた。その結果、挙県一致の運動であり熱意あふれる底力のある企画として発足することができた。なお産振計画による構想は、次のとおりであった。

- 一 主要食糧はできる限り国内で自給するという考え方に立つ
- 二 本県農業における米作の地位とその重要性を再認識せよ
- 三 米作農業の現状と問題点を検討すると、現在米作農業は大きな転期にき

新佐賀段階米づくり運動推進組織図



また、集団の組織化にあたり、生産活動の内容によって運動発展の三

〆新佐賀段階米づくり運動の展開〷

稲作集団化運動の三年目に当たる三十九年度において、たまたま米の売渡推進会議の後で「本県の米づくり大運動を起そう」との話が切り出され、県・農業団体・集荷団体・配給団体もこれに賛同し、運動の名称も「新佐賀段階」との発想が出る等、これが運動の直接の動機となった。その後、直ちに集団統一栽培地区を實踐組合と近代化集団に別し、この集団栽培方式を基幹として米づくり運動を広く年次別に推進する方針が立てられ、三十九年十一月第一回の米づくり運動推進本部委員会が開催され、県下末端組織まで発展して行った。

そして第一次計画目標を定め、農民の集団組織の前進階梯を定めた。

四 将来の米作農家と米作経営のあり方を考え、長期的な対策を立てている

よ

階梯が策定された。

第一階梯は「実践組合」と呼び、まず米作近代化の意欲を高めさせる目的集団で、その生産方式は取組み易い品種の統一、栽培技術の協定、作業協定など、いわば計画の協議化が主体であった。

第二階梯は「米作近代化集団」と呼び、第一階梯のうえに共同作業、機械施設の共同利用など生産過程の協業化が主体であった。

第三階梯は「高度近代化集団」と呼び、ほ場整備が行われ、大型の機械施設を導入し、共同利用・共同作業によって高生産性をめざした協業が主体であった。

一〇a 当たり稲作労働時間について、「佐賀段階」と称せられた昭和初期の昭和十四年と「新佐賀段階米づくり運動」の最終年次の四十八年を労働時間について比較すると昭和初期は年間一八一時間が四十八年には七〇・九時間となり、約三九％に減少し、生産性は著しく向上した。

米の生産調整 国民所得の向上に伴う食生活の高度化と多様化は、澱粉質食品の摂取から蛋白質・油脂類への質的転換がみられた。

このため、米の需要は三十八年の一、三四一萬tをピークとして減少しはじめ、これに対し、米の生産は品種の改良・土地改良・技術の向上等による収量の増加に加えて、新規開田の進行等により、四十二年には史上初の一、四四五萬tになり、以来三か年間一、四〇〇萬tの生産を維持したことから、米の需給関係は著しく供給過剰となり、四十五年十月には七二〇萬t（国民年間総需要量の六〇％）におよぶ古米の累積持越しを生ずることとなった。

このような米の供給過剰に対処するため、四十四年稲作転換、四十五年には緊急措置として全国一〇〇萬tの生産調整を、続いて四十六年か

ら五十年まで五か年間にわたる生産調整が実施されることになった。

国は、米生産調整および稲作転換対策を強力に推進するため、生産調整を実施した農業者に対し、その態様に応じて奨励補助金を交付するとともに市町村・農業団体に指導推進費を助成した。

奨励補助金のうち休耕奨励金は四十六年から当初三か年交付することとし、四十九年以降は打ち切られた。本県の年度別補助金は次頁の通り

米の総需要量および1人当たり消費量、生産量ならびに政府の古米在庫

年度	総需要量 (千玄米 t)	国民1人 消費量 (精米 kg)	生産量(年産) (千玄米 t)	古米・古 米在庫 (千玄米 t)
昭和35	12,618	114.9	12,858	440
36	13,062	117.4	12,419	501
37	13,315	118.8	13,009	95
38	13,410	117.3	12,812	17
39	13,361	115.8	12,584	14
40	12,993	111.7	12,409	52
41	12,503	105.8	12,745	205
42	12,483	103.4	14,453	644
43	12,251	100.2	14,449	2,975
44	11,965	97.1	14,003	5,533
45	11,948	95.1	12,689	7,202

である。

また、米生産調整の実施を円滑に推進するため、米生産調整に協力した市町村（県から配分された目標数量を上回った市町村、すなわち一〇〇％達成の市町村、四十六年度は四六市町村）、および未達成市町村にあつては市町村長から配分された目標数量を上回った農業者（四十六年度は五万八七七

米生産調整対策の推移

区分 年度	作況指数	10% 当たり 収量	目標面積 又は 数量	同実績	目標 達成率	事業名
	%	kg	ha	ha	%	
昭和44	102	518	150	80.8	54	稲作転換対策 緊急措置 米生産調整対策
45	90	461	20,700	23,945	115	
46	95	487	42,900	44,624	104	
47	107	546	37,400	44,446	119	
48	104	535	33,800	35,770	106	
49	103	527	20,800	18,209	87	
50	104	530	14,200	13,759	97	

五十一年度 (奨) 二億〇、〇五二万円
 (特) 一億七、二五三万円
 (特) 一億三、〇七二万円

米の生産調整と並行して、従来、食管制度のもとで無制限に農家からの米の買入れを行っていた事前売渡申込みを改め、生産者毎に事前売渡申込みの限度数量を定め、この数量の範囲でしか売渡しの申込みができないようになった。

人) に対し、生産調整実績数量一kg当たり五円一五銭を米生産調整奨励補助金の交付方法により、米生産調整協力特別交付金として交付された。

奨励補助金および協力特別交付金は、次のとおりであった。

四十六年度 (奨) 三五億〇、〇二〇万円 (特) 二億一、四三〇万円

四十七年度 (奨) 三五億一、一七一万円 (特) 四億一、八一〇万円

四十八年度 (奨) 二八億三、二七六万円 (特) 三億二、六七一万円

四十九年度 (奨) 一五億八、三三八万円 (特) 一億七、二五三万円

政府は食管会計の赤字対策、また消費者の米の品質についての関心が高まり、良質米への要望が強まってきたため、四十四年度産米から自主流通米制度と銘柄米制度を創設することとした。

自主流通米と併せて創設された銘柄米制度は、消費者の食味についての要望に対し、政府が品質優良の証明を行うことを制度化したものである。銘柄米は四十四年全国五三産地銘柄を指定したが、その後、逐次拡大し、四十七年度産米からは銘柄奨励金を交付し、今日に至っている。

自主流通米制度は農家が生産した米を政府管理米としてではなく、指定集荷業者・指定法人を通じ、卸売業者や実需者(米穀の加工業者)に売渡される仕組みであり、その価格も農家から政府への売渡価格よりも上回るものが特質とされていた。

なお、自主流通米は政府売渡米と一体となって適正な配給が確保されるよう、指定法人は計画を作り農林大臣の認可を受けることとなってお

転換作物の種類別面積比率の推移

種類別	昭和46		47		48		49		50	
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
飼料作物	640	11	633	11	524	12	344	10	249	9
やさい	1,532	26	1,332	23	1,096	24	856	24	814	29
大豆	1,708	29	1,354	24	704	16	144	4	89	3
永年作物	564	9	739	13	794	17	801	22	673	24
裏作	897	15	846	15	540	12	356	10	256	9
その他	593	10	804	14	837	19	1,075	30	703	26
転作面積計	5,934	100	5,708	100	4,495	100	3,576	100	2,784	100

県内の自主流通米の実績

単位：t

区分	昭和44	45	46	47	48	49	50
集荷量	24,376	39,390	38,917	25,821	37,951	51,750	45,765
販売	県内向	10,025	11,586	11,677	11,806	11,736	21,239
	県外向	14,351	27,804	27,240	14,015	25,608	24,526

り、当然、卸売業者から小売業者は配給計画にもとづき消費者に売却している。

米の産地品種銘柄は四十四年産米から設定され、四十八年産米からは指定銘柄米と特例銘柄に区別された。

指定銘柄米の条件としては米の出荷数量三、〇〇t以上で、そのうち三〇%が自主流通米として販売される品種であった。

本県の場合は、指定銘柄が少なく、食糧庁の承認うけ他品種と区分して保管する品種として、仕分け品種を設けた。

銘柄奨励金としては四十四年産から一俵につき二〇〇円が交付されたが、四十八年産から指定銘柄と特例銘柄に分れ、奨励金も一俵当たり指定三〇〇円、特例二〇〇円、四十九年以降指定四〇〇円と特例二五〇円となっている。

麦作の振興 昭和十七年から二十年の食糧不足の時代に、麦の全国的作付面積は一七六万haから一六一万ha（佐賀県、昭和十九年四万五、六七haが最高）を維持していた。

戦後、米価に対する麦価の相対的低価格、天候による作柄の不安定、経済成長に伴う農外所得の増大、安価な外国産小麦の輸入等の事情により、麦類の作付は大幅に減少した。

四十九年は、全国で関東・九州・北海道を中心とし一六万haと、戦前の約一割の作付面積となり、本県は一萬三、四〇〇haで、県水田面積の

三三%の麦の作付であった。

麦作振興については、三十四年、国は機械化省力多収栽培技術の確立等を骨子とした「麦生産合理化対策要綱」を決定した。大麦・裸麦については食生活の変化に伴って大幅に需要が減少し、三十五年末には総需要量の一年分が在庫する状態となったため、大麦・裸麦については買入れの制限を行う一方、麦以外の他作物への作付転換がはかれることとなった。

四十年代となって、小麦の国内消費の増加に伴い、麦作振興の対策として、稲作における生産組織と機械の活用によって表作の水稻と裏作の麦とを一貫として実施されることを促進することとした。このため四十年代に「高度集団栽培促進事業」、四十一年度には高性能収穫機械等の導入をはかる「麦作付拡大生産合理化施設設置事業」、四十四年度には「麦作団地育成事業」が実施された。

麦作付面積の推移

区分	全国	本県	県/国
	千ha	ha	%
昭和15	1,587	37,840	2.4
17	1,767	42,678	2.4
19	1,772	45,678	2.6
20	1,615	40,290	2.5
25	1,799	38,730	2.2
30	1,673	38,090	2.3
35	1,452	33,900	2.3
40	893	24,120	2.7
43	633	18,430	2.9
45	454	17,800	4.0
47	235	15,500	6.6
49	160	13,400	8.4
50	168	13,900	8.3

県ではこれらにもとづき、四十一年度から四十七年度まで県内四六か所で、総事業費八億四、〇〇〇万円に対し、四億二、〇〇〇万円の補助金を交付し、麦の共同乾燥施設・トラクター・コンバイン・バインダー・ドリルシーダー等の農機具の導入を促進した。

また、国では四十五年以降米の生産調整が実施されたが、麦を作付けし水稲を作付けしない場合、麦を転作作物として生産調整奨励金の交付の対象とするなど、麦生産拡大のための努力が続けられることになった。

しかしながら低麦価、作柄の不安定、農外就業の増加等の諸理由と、稲作の近代化、すなわち従来の田植方式から稚苗の機械田植方式に転換し、田植時期が早まり小麦作の減少となったことなどによって、麦類の作付面積は全国的に減少の一途をたどった。

一方、国際的には麦類が生産過剰であったため、麦価も低価格で輸入も自由に行えた。

しかし、世界の穀物需給は、四十七年の世界的な異常気象による不作・ソ連等の穀物の大量買付を契機に、供給過剰基調から一転して需給ひっ迫基調に転じ、国民の主要食糧を安易に海外市場に依存する事への不安から、国内の土地資源の有効利用をはかりつつ食糧農産物の自給力の向上を求めることが国民的な世論ともなった。

このような事情を背景として年間輸入量七〇〇万tをこえる麦に対して、国産による自給率向上という国民的要請にこたえ、国では四十九年度から新たに麦生産振興奨励金の交付等を中心とする「麦生産振興対策実施要領」を四十九年六月制定した。

これにもとづき本県において四十九年度米麦作推進要領を策定し、

二万haの麦の生産を目標に、次の事業を実施した。

一 麦作振興地の指定 県内の農協または農協支所単位に、麦作付面積五ha以上を麦作振興地として、九九地区を指定した。

二 麦生産振興奨励金の交付 振興地区内で生産された小麦・大麦（ビール麦）に対し、六〇kg当たり二、〇〇〇円の奨励金を生産農家へ交付した。

三 モデル麦作集団育成事業 振興地区内において機械化集団麦作を強力に推進するとともに、米麦作一貫体系の確立等をはかるため、モデル麦作集団を育成することとし、四十九年度三四〇集団、五十年一二〇〇集団を追加し、計四六〇集団に対し、管理運営に要する経費、作業受委託等の推進に要する経費を助成した。

四 営農排水特別対策事業 麦類を中心とする裏作振興をはかるうえで、水田の排水を促進するため、主要麦作地域を対象に水田乾田化に必要なトレンチャー（溝掘機）四台、弾丸排水機一七台を五十年度の県単独事業として助成した。

配給制度 第二次大戦の進行に伴い、国民に食糧を安定的に供給するということは、国の最大の責務であった。

この必要に基づいて、昭和十七年二月に食糧管理法が制定されたが、これにより配給制度は国家統制の色を強め、食糧営団時代（十七年～二十三年）、次いで食糧配給公団時代（二十三年～二十六年）へ移行してきた。

このような国家統制のあり方は、食糧危機という特殊な状況のもとにおいてのみ許されるべきであり、企業の自由な活動を制約するものであるため、必然的に民間企業へ移行することとなり、二十五年十一月より

小売業者登録数の推移

区分	昭26	35	46	47	48	49	50
店数	492	495	455	454	454	453	453

委託形態による民営配給所が発足し、翌二十六年四月より、小売業者は消費者、卸販売業者は小売業者の一定数以上の登録を得たものに対して、販売業者の登録を認める販売業者登録制度が導入された。

二十五年の民営配給所へ移行した折の県内の配給所の数は四八四か所以降、次のような推移をたどっている。

このようにして配給機構は民営形態に移行したが、販売業者の過半数が公団系統であること、米については数量・価格に統制が行われていたことなどのため、官僚的色彩が強く、また、相互競争の要因が少なく、民営企業としての性格に欠けるものがあった。

その後、二十九年まで小売販売業者について新規参入は行われず、同年一部府県で人口急増のため消費者の要望により、新規参入が認められ、引続き四十七年七月、米についての物価統制令の適用が廃止されたのを機会に、販売業者間の競争により消費者米価の安定をはかるべきであるとの意見が強かったため、新規参入について次のような緩和措置がとられた。

- 一 農林大臣が指定した大都市指定地区域については、毎年新規参入の受け付けをしなければならない
- 二 人口急増地域の指定条件を緩和し、併せて登録申請者の資格条件の緩和を行う

また、物価統制令の適用廃止に伴う措置の一環として、消費者保護と公正な販売を確保するため、大型精米工場の建設と同工場による袋詰め

の普及をはかるとともに、配給米の表示について品質を具体的に適確に表示させることとした。

このような流れの中で、県の配給関係の動きをみると、小売店については前述のとおり、民営移行時の四九二店舗も炭鉱閉鎖等による配給人口が約四万人減少したことにより、四五三店舗となった。また卸売業者は、民営移行時には、各郡にそれぞれ佐賀、神埼、三養基、小城、東松浦、西松浦、杵島、藤津の八販売協同組合および県一円を対象とする県米穀商業協同組合があり、前記八郡の販売協同組合で県米穀販売協同組合連合会が設立された。

その後、四十年に至り卸組織の一元化運動がおこり、役職員の研修会等が実施され、四十二年十二月、一部の組合を残し、合併が決定し県米穀販売連の解散総会が行われた。明けて四十三年一月、県連を始め、佐賀（三十八年に神埼米販協を吸収合併）、三養基、小城、西松浦、杵島の各卸が解散し、佐賀県食糧株式会社設立された。

これにより、佐賀県食糧、東松浦米販協、肥前米穀協の三卸で、県米穀卸業連合会が設立された。県内の卸業者は前記三卸と県米穀商業協同組合の四団体となり今日におよんでいる。また、これに先立つ四十二年九月には、県内の卸業者で適正な配給業務を確保するために、県米穀配給改善協議会が設立されている。

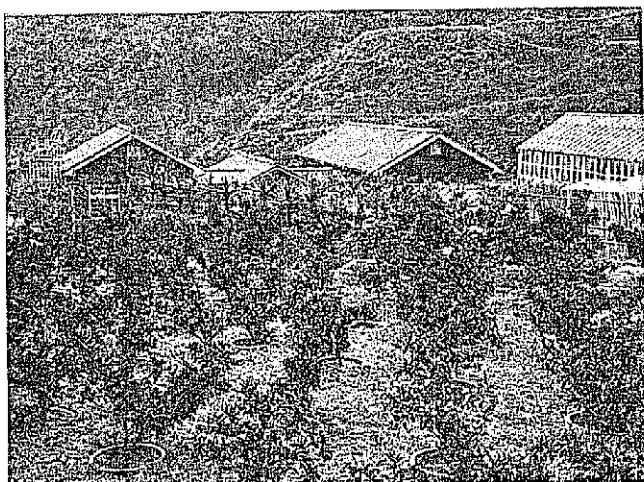
(九) みかん主産地の形成

佐賀みか 本県のみかん栽培は古く、玉島村（東松浦郡浜玉町）で始まるの沿革 あり、前後して厳木町中島や大和町大願寺に「ナカシマ」みかんとして栽培されていたようである。その起源は明らかでないが、

古記、樹木の樹令などからみて、およそ三〇〇年以上にさかのぼると推定される。

当時は一本、二本と細々とした植付で、まとまった栽培ではなく、本格的に栽培されたのは、明治の中頃からで、その後、急速に拡がった。しかし、明治の末期から大正初期にかけて発生した「ヤノネカイガラムシ」により大被害を受け、その後、第二次世界大戦の影響と肥料・農薬の不足から衰退の一途をたどり、昭和十八年には一、〇〇〇ha程度に過ぎなかった。

当時、県では、昭和十年に設置した県農事試験場春日園芸試験地で苗木の配布、試験調査研究、産地指導等を実施していたが、第二次大戦で



昭和35年当時の県農業試験場柑橘分場（小城町）

産地は荒廃した。

飛躍のための 戦後、

組織整備期 本県の

立地性はみかんに最適であることから、山間山麓の各地で荒廃園の復興とともに、商品作物として注目され、増植の気運が高まった。二十二年には果樹園芸の飛躍的發展をはかるため、みかん生産者が大同団結し、県果実協会が発足し、同年、県議会で県園芸試験場設置

が議決された。

二十二年十一月、農業協同組合法が制定され、県内各地に果実農業協同組合が生まれ、同時に、県果実販売農業協同組合連合会、県果実購買農業協同組合連合会が設立された。県でも農林部に特産課を設置し、園芸係を設けるとともに、二十三年四月県園芸試験場が小城町で開場した。二十四年には、県内果樹生産研究組織として、県果樹研究青年同志会が結成された。

二十五年、農協法の改正に伴い、両連合会が合併して県果実農業協同組合連合会として再発足した。同年、占領施策に基づく試験研究機関の統廃合により県園芸試験場が県農業試験場柑橘分場に改称した。

二十七年、県果実農業協同組合連合会を、県園芸農業協同組合連合会（園芸連）と改称し、果樹と野菜を包含し、販路拡張のため温州みかん・びわを県内一円「佐印」に統一し、東京・京阪神市場に計画的集出荷を行い、佐賀の果実の声価を高揚した。また、同年、市場開拓のため、青果物販売あつ旋所を門司市（北九州市）に開設した。

三十年、第十一回全国果樹研究大会が、本県では初めて武雄市で開催された。同年、園芸連では、増大する果樹の販売に対応するため福岡市に青果物販売あつ旋所を開設した。

三十二年、農業試験場柑橘分場が落葉果樹も併せ担当することとなり同果樹分場と改称した。県青年果樹同志会は、三十二年県果樹研究同志会と改称した。三十四年、園芸連では、大消費地である京浜地域の販路拡張と販売体制強化のため、東京都に事務所を設置した。

このように、二十年から三十五年頃までは、戦後の混乱から脱却する中で、県・関係農業団体等ともに生産指導はもち論、販売促進による果

樹の振興のため、組織の整備拡充がはかられた時期と言える。

温州みかん増植（三十五〜四十六年）

温州みかんは、三十五年に策定された県産業振興計画における農業部門の選択的拡大作目として、三十六年以降の農業基本法および果樹農業振興特別措置法に基づく諸施策の実施により、本県農業のなかで、高い伸び率を示し、農業生産額に占める比重は、三十六年の四位から四十六年度には、米、畜産に次ぎ三位に伸長した。

これらに対応するため、県では、三十六年、農林部に果樹を中心とした園芸課を新設するとともに、三十七年には、農業試験場果樹分場を果樹試験場に独立させ、化学、栽培、病害虫研究室が発足した。さらに、後継者育成をはかるため、三十八年、同試内に教務主任制度を取り入れ、後継者育成に取り組んだ。

県園芸連でも、三十五年、農産加工場を小城町に新設し、みかん缶詰製造を開始するとともに、同年には、東京・京阪神でみかん消費宣伝を始めるとともに、現在の園芸連事務所（佐賀市天神町）である園芸会館を新設した。また、出荷物包装のダンボール化に伴い、四十二年、上峰村に園芸連ダンボール工場を設置した。さらに、四十四年、第十八回全国柑橘研究大会が佐賀市で開催され、四十五年には、生産拡大に伴う加工振興のため、「みかん加工需要拡大緊急対策事業」により小城町に六億一、〇〇〇万円の巨額を投じて果汁工場を設置した。同年、鹿島市にみかん缶詰・ジュース・ガス飲料等の二次製品製造加工場を約四億円で設置した。

佐賀大学でも、時代の要請に応え、四十三年、農学部にて園芸学科を増設するとともに、四十五年、佐賀大学大学院農学研究科（園芸学専攻）

を設置した。

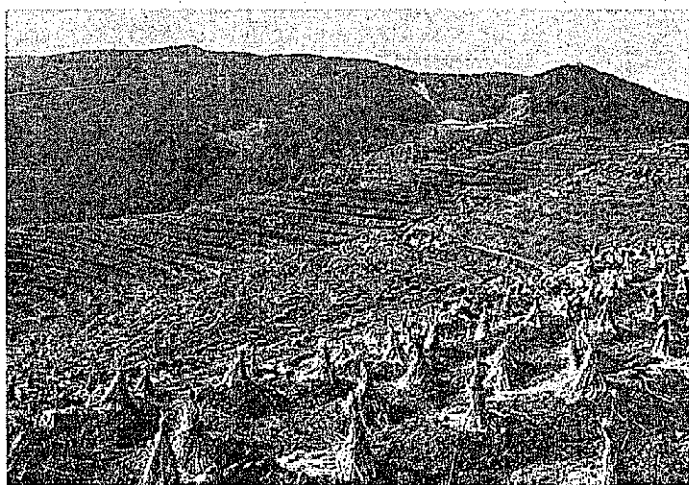
へうまいみかんづくり運動

このように、みかん栽培の発展期にあったため、栽培面積も増加し、特に、三十五年頃から、みかんの需要と高収益性に支えられ、毎年一、〇〇haを越す新植が行われ、苗木の導入量も毎年一〇〇万本を越えるようになり、一時は二〇〇万本が新植されたこともあった。

このため、みかん品質の飛躍的向上をはかり、本県のみかんの銘柄を確立すべく、四十年頃から、全国に先がけて「へうまい佐賀みかんづくり運動」を次のような目標で展開してきた。

- 一 へうまいみかんおよび品質、味ともによいみかんをつくる
- 二 栽培すなわち経営がうまい
- 三 売り方もうまい

この運動の推進組織は、県段階に県および農協各連合会・県果樹研究同志会等の構成により推進本部をおき、市町村段階には農業改良普及所・関係農協・果樹研究同志会等の構成による実践本



みかんの新植（白石町）昭和40年2月

部を設置し、生産者、各農業団体、行政機関等が一体となって、生産技術の改善から流通対策に至る品質向上のための施策を推進した。

第一段階とも言うべき、四十年年度～四十三年度にかけては、農業構造改善事業等補助事業・融資事業や自主開墾などにより、急速に新植が進み、新規の生産者が著しく増加した時期であり、栽培技術の普及が急務であったので、生産者のうまいみかんをつくるための技術修得による技術の平準化に重点をおき、特に土づくり、LM果生産、施肥改善、自家選別、出荷予措等の各運動を展開した。

第二段階の四十四年度から四十六年度にかけては、本県みかん生産量が飛躍的に増大し、全国的に大産地として認められるようになった。銘柄としての格付けが重要な課題となり、そのため生産段階における品質向上はもち論、品質の均一化に基づく集出荷体制の確立に重点をおいた運動を進めるとともに、地帯区分の設定と品種更新を推進すると同時に、加工に対応する運動を進めてきた。

△生産の動き▽

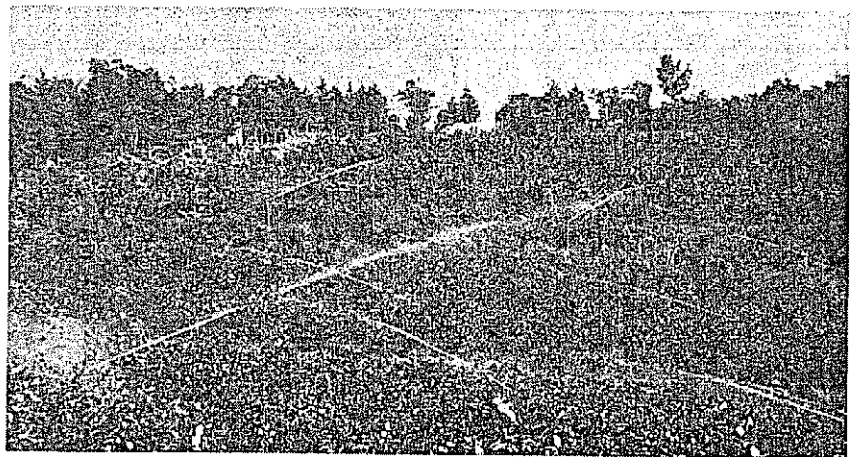
本県のみかんは、標高三〇〇m以下の山間山麓全域に栽培され、県平坦部を除き、ほぼ、全市町村にわたって植栽されている。地形的にみると、天山・脊振山麓地域、西部地域、上場地域、多良地域の四地域に大別される。これらの地域には、七山村、浜玉町、巖木町、大和町など比較的旧産地の自力による開墾園もあるが、大部分は三十四年以降に植栽され、面積の約四〇％が、国営・県営の開拓パイロット事業や融資事業によるものである。

この間、うんしゅうみかんの健全な発達と適正な栽培の誘導をはかるため、三十八年から四十四年にかけて県内二一地区・延九五五・五haの



多良岳パイロット事業 昭和43年9月

栽培適地調査事業を実施した。また、果樹農業振興特別措置法に基づき、四十三年、五十一年を目標とした県果樹農業振興計画を樹立公表するとともに、同法に基づく果樹経営計画樹立実施促進事業により、三十



スプリンクラーの作動

六年から四十七年の間、集団的な団地造りを推進した。

うんしゅうみかん経営の健全な発展をはかるため、優良な穂木を計画的に採取するための採穂園を三十五年から四十八年まで、国庫補助事業・県単独事業で、登録母樹園として設置し、

延設置面積八、九八九a、苗木生産量一、三二九万八、〇〇〇本を確保し、優良苗木の生産をはかった。

また、四十五年、県の直営事業として、果樹試験場に一万二、三四六㎡の母樹園を設置し、苗木の生産に供

わたる一連の諸施設を設置推進した。

みかん園の生産施設としては、定置配管防除施設が中心であるが、三十二年五月巖木町浦川内に九州で初めて共同防除施設の設置をみた。その後、県内各地に、三十七年以来、農業構造改善事業や制度融資事業により設置が進み、適期一斉防除作業等病害虫の防除が徹底し、品質が向上した。また、近年、注目を集めている多目的スプリンクラー施設は、四十六年、七山村滝川で、一・三ha設置したのが始まりで、省力化の決め手として脚光を浴び、農業構造改善事業や畑地帯総合土地改良事業等により、大規模な整備が進められている。

本県のみかんは、多岐多様な立地条件下に栽培され、品質等の不均質が指摘され、銘柄確立上の支障となり、地帯区分出荷が品質上の課題であった。このため、四十六年以降、土壌・果実・葉分析施設の設置を推進した。

また、年々増加する生産量の増大や荷口の大型化に対応して、四十二年度樹立した県果樹農業振興計画において、おおむね一、〇〇〇ha以上の一二地域を果樹広域濃密生産団地として定め、選果場、貯蔵庫、加工場等を整備し、みかん流通体制の確立に努めた。

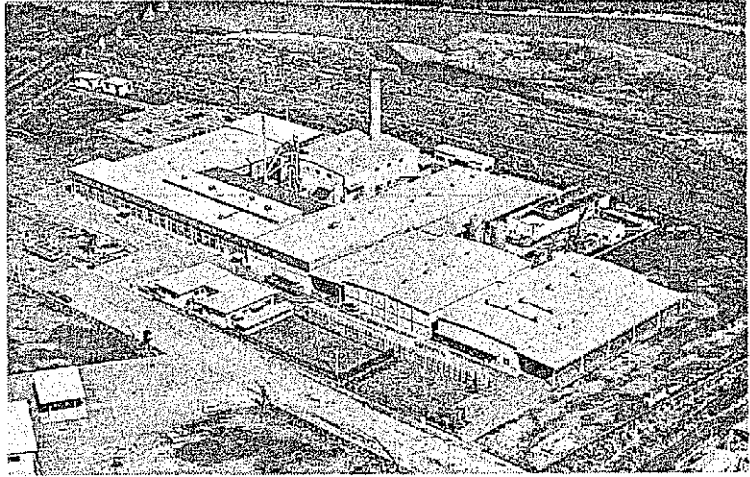
みかん価格の低迷期(四十七年)

三十五年以降の全国的な増植、生産技術の向上、計画密植栽培等により、四十七年の全国生産量は、四十六年の二四八万九、〇〇〇tから約一〇〇万tも多い三五六万八、〇〇〇tに達した。また、全国的に加工場等の設置も充分でなく、生果中心の販売であったため、価格は未だ有の大暴落となった。以来、恒常的生産過剰基調にある。

このため、四十七年以来、生産安定と「うまい佐賀みかん」の計画生

した。また、三十九年、四十年それぞれブルドーザーを購入し、県土地改良事業団連合会に委託し、果樹園の合理的な形成につとめた。このようにして、旺盛な農家の植栽意欲と各種制度事業の推進により、愛媛、静岡、和歌山に次ぎ全国第四位の生産県にまで発展した。

八制度事業等の実施
三十五年以来、年々増植されていくに伴い、生産施設から流通施設に



唐津市 果汁濃縮芸園工場

産をはかるため、生産・流通における抜本的な対策を進めている。この間、四十七年には、価格暴落に対する緊急対策として、県単独事業で学校におけるみかん利用促進事業、社会福祉施設向け利用促進事業、みかん非生産農家の消費促進等により、消費の拡大と生果価格の安定をはかった。

同時に、四十七年から急増したみかんの価格安定をはかるため、加工用みかんについては、国の

加工原料用果実価格安定制度の実施に伴い、四十七年に県加工原料用果実価格安定基金協会が発足し、五十年まで果汁用、缶詰用、併せて約八万六、〇〇〇tを対象に約四億四、〇〇〇万円の補てん金を交付し、農家の再生産に寄与した。

四十八年からは、生産量の増大に対応し、生産の調整と同時に、高品質みかん生産が急務であることにかんがみ、老木や不良系統樹を優良な品種系統への更新を促進することになった。必要な高接用穂木や改植用苗木の供給をはかるとともに、ネーブル・オレンジ等の導入に万全を期す

ため、五十年まで三か年間、鎮西町など五市町村・一〇地区を対象に気象を中心とした晩柑適地調査を実施した。一方、貯蔵みかんの品質維持向上と出荷調整の円滑化をはかるため、四十八年、四十九年の二か年にわたり、県単独事業で通風装置一、八〇〇台を導入し五、八〇〇万円を助成した。

四十九年には、愛媛・静岡に次ぎ、全国第三位の生産県となった。全国的に生産量の大幅な増加が見込まれたため、全国的な計画生産運動に呼応し、うんしゅうみかん摘果推進特別対策事業（事業費一億一、九七一万円）により、三〇農果協を対象に県下一斉の摘果を強力に推進し、一応の成果をおさめた。

恒常的生産過剩傾向にかんがみ、この年から、摘果・間伐・土づくり等による高品質計画生産をはかるため、生産安定技術普及の拠点として、県内一八か所に展示園を設置した。

一方、高接更新用の優良系統穂木確保の緊急性に対処するため、県園芸連に委託し、採穂母樹園五五a（中生三〇a、ネーブル二五a）を設置した。県園芸連では、生果価格安定を目的に、加工事業を拡大するため、果実加工需給拡大緊急対策事業で、唐津市に濃縮果汁工場を約一五億円の巨費を投じて設置した。五十年からは、早急に生産を安定させるための抜本的対策として、国の改植等促進緊急対策事業を活用し、不適地園等低位生産園を落葉果樹、野菜等への転換を促進した。

また、加工原料みかんの安定供給と価格安定をはかるため、四十七年に発足した加工原料用果実安定基金制度について、生産・流通・加工等にわたる総合的かつ弾力的な需給安定対策を、生産者が自主的に実施できる制度に拡充するため、五十年から果実生産出荷安定基金制度として

再発足した。この制度により、全国的に果実生産出荷安定基金を造成し、生産量の変動、出荷量の地域的、時期的な過度の集中等の問題をさけるため、計画的な生産、出荷調整の事業を行うほか、改植等による所得減少を緩和するため、農家が借り入れた資金について、利子負担の軽減措置等を実施している。

一方、県産みかん果汁を学校給食に取り入れ、その内容を充実させるとともに、果汁消費の安定的拡大をはかっている。

△本県みかんの位置づけと収益性▽

五十年における全国の生産量三六六万五、〇〇〇tに対し、本県の生産量は、三六万tで約一〇%をしめ、愛媛県、静岡県に次いで、第三位となっている。

一方、価格については、京浜市場における全国平均kg当たり九〇円に対し、本県産は、七八円で、一二円安となっている。このような傾向は、四十六、四十七年が何れも七円安、四十九年九円安と年々全国平均

みかんの生産及び販売単価の動き 単価：京浜市場

区 分	昭46年	昭47年	昭48年	昭49年	昭50年	
全 国	栽培面積 (ha)	167,100	171,300	173,100	172,400	169,400
	生産量 (t)	2,489,000	3,568,000	3,389,000	3,383,000	3,665,000
	単 価 (円/kg)	92	61	81	103	90
本 県	栽培面積 (ha)	13,900	14,800	14,800	14,800	14,800
	生産量 (t)	193,300	300,500	328,000	318,300	360,800
	単 価 (円/kg)	85	54	77	94	78

資料：農林統計 日国連販売年報

との差が広がっており、うまい佐賀みかんづくりが重要な課題となっている。

みかん経営は、四十六年まで好調に推移したが、四十七年以降は、生産過剰による価格の低迷や、農業生産資材の高騰などで収益性は低下しつつある。五十年産の生産費調査によれば、佐賀みかんの一〇a当たり利潤は、二万四、〇〇〇円の赤字となってしまった。

過去一〇か年の生産費調査結果から、その動きをみると、四十一年産一〇a当たり一〇万四、〇〇〇円の二次生産費が、五十年産は一七万二、〇〇〇円と二倍近く増加している。一方、粗収益は、四十一年産一九万九、〇〇〇円であったものが、五十年産では、一四万八、〇〇〇円と逆に二六%減少している。これは、四十七年産以降の価格低落によるものであり、みかん経営の成否は全く市場価格の如何にかかっており、計画生産の重要さが痛感されている。

(四) 野菜、落葉果樹、特用作物

野 菜 昭和二十年代は、戦中終戦後の食糧事情の逼迫・農業統制等を背景に、上場地帯・多良岳山麓・北部山麓の畑作地帯を中心に、主にばれいしょ・さとといも・かぼちゃ等のでん粉質の根菜類が栽培された。

二十年には、作付面積六、八〇〇ha・五万六、七〇〇tの生産がなされているが、主として自給用栽培で、その多くは家庭菜園的域を脱し得ていない。

二十年代後半になると、換金作物として農業経営への野菜作導入が評価され始め、面積の拡大とともに、一部産地では篤農家を核とした集団

化さえるかがえるに至った。
 ちなみに、二十五年の作付面積は七、
 六〇〇ha、生産量は九万六、〇〇〇t(二
 十年比、一七〇%)に達した。特筆すべ
 き産地としては、伊万里のすいか、上場
 の秋ばれいしょ、唐津の金時にんじん、
 白石のれんこん等があげられるが、特に
 れんこんは古くから栽培され、すでに集
 団産地を形成していた。

三十年代は野菜が最も多く作付された
 時期で、三十五年には八、三五〇ha、三
 十九年には戦前・戦後を通して最高の
 九、五三七haに達した。

特に、三十年代後半はビニール等資材
 の開発と耐病性品種の育成等による施設
 園芸の導入および水稲裏作として、諸富
 町・福富町におけるたまねぎの導入は、
 従来の畑作中心から、現在の本県野菜生
 産の基礎をなす、水田利用型野菜生産へ
 の大きな転換であった。

北部山間地域では夏季の冷涼な気象条
 件を活かし高冷地野菜の栽培が始まるな
 ど、現在の代表的産地のほう芽期でもあ
 る。

野 菜 生 産 の 推 移

年 度	20年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	備 考
面 積(ha)	6,854	7,661	7,770	8,350	9,044	8,151	7,042	面積の最高は 39年 9537ha 生産量の最高は 46年213,239 t
反 収(kg)	827	1,257	1,286	1,350	1,559	2,336	2,643	
生産量(t)	56,678	96,338	99,911	113,440	141,048	190,470	186,142	
主 要 品 目	ばれいしょ れんこん さといも	ばれいしょ れんこん さといも	ばれいしょ れんこん すいか	ばれいしょ れんこん すいか	れんこん ばれいしょ きゅうり	たまねぎ きゅうり いちご	たまねぎ いちご レタ	

四十年代は、高度経済成
 長下で、わが国における主
 要な野菜供給産地であった
 関東・近畿等の都市近郊園
 芸地帯が都市化により衰退
 し、トラック等輸送手段の
 発達を背景に、四国・九州
 の輸送園芸産地が拡大に転
 じた。

また、四十一年には、野
 菜生産出荷安定法が施行さ
 れるとともに、大消費地へ
 の安定供給産地として指定
 産地の育成が、野菜行政の
 重点施策として推進される
 ことになった。

本県では、四十一年に肥
 前のはくさい、白石地域の
 たまねぎの産地指定を受けるとともに、四十三年には野菜振興計画を策
 定し、指定産地の育成を核とした米と野菜の複合経営による農業所得の
 拡大を目ざし、野菜振興を積極的に展開した。

四十五年からの稲作転換を契機として、本県野菜は水田平坦地域を中
 心に飛躍的な発展を遂げた。指定産地も五十年には一三産地に拡大する
 など、集団産地の面積は四十三年の一、五八〇haから五十年には、約二



転作によるメロン栽培(小城町) 昭和47年6月

倍の三、〇五四haに進展した。生産量一〇万一、八〇〇t、販売額は七四億円に達し、米・みかん・畜産に次ぐ重要な部門として位置づけられるに至った。

一方、全国的な野菜生産の停滞傾向の中にあつて、本県の野菜は四十年に対する五十年の伸びは一五九%と、九州平均一二二%、全国平均一二%を大幅に上回る高い伸び率を示した。

特に、四十五年からの米の生産調整に伴う転作野菜として、佐賀北部のレタス・とまと、水田平坦地域の施設いちご・メロン・とまとの定着および水田裏作としてのたまねぎは、全国第三位の作付面積となるなど、全国的にも主要な産地として評価されるに至っている。

△野菜振興計画の策定▽

四十三年、県野菜振興計画を樹立し、冬期温暖な気象条件と地味肥沃な土地条件などの適地性を活かし、野菜と米との複合経営による実質的な規模拡大をはかる選択的拡大部門とし、米・みかん・畜産に比べて立遅れていた野菜生産の積極的振興を開始した。

四十六年には稲作転換の推進に対応し、振興計画の一部を改訂するとともに、五十一年には再見直しを行い、五十五年を目標に振興計画を策定、市町村・農業団体等関係機関と一体となつて、この推進をはかることになつてゐる。

△指定産地の育成▽

野菜の需要は、高度経済成長等を背景に逐年増加した反面、消費面では、多様化、周年化および地域平準化がさらに進むとともに、豊凶差による激しい価格の騰落、それに加えて都市化による既存都市近郊大型産地の衰退、連作障害による産地の移動など、物価問題と関連し、野菜の

野菜指定産地の指定状況 昭和50年度現在

地帯区分	産地名	指定野菜	関係市町村	指定年度
平坦水田地帯	佐賀西部	冬春きゅうり	久保田町、小城町、江北町、大町町、三日月町	43
	杵藤	〃	武雄市、鹿島市、塩田町	45
	佐賀中部	〃	佐賀市、大和町	47
	白石	たまねぎ	白石町、有明町、福富町	41
	佐賀南部	〃	諸富町、千代田町、川副町	45
	杵島	〃	江北町、大町町、北方町	47
	鹿島	〃	鹿島市	47
	嘉瀬川西部	〃	牛津町、芦刈町、三日月町、久保田町	50
佐賀北部 冷涼地帯	佐賀北部	夏秋とまと	富士町、三瀬村、脊振村	45
	脊振山間	秋冬さといも	〃	47
	佐賀北部	夏秋レタス	富士町	48
上場地帯	肥前	秋冬はくさい	肥前町	41
	上場	ばれいしょ	肥前町、玄海町、鎮西町、呼子町	50

安定供給は大きな社会問題に発展してきた。

このため国は、四十一年、野菜の大都市への安定供給とその価格の安定をはかる総合的施策とし、野菜生産出荷安定法を施行し、安定供給産地としての指定産地の育成および価格安定制度を実施した。

本県では四十一年に、はくさい・たまねぎの二産地の指定を受けるとともに、県野菜振興計画に基づく産地育成の核作りとして積極的に推進し、五十年には七品目、一三産地（たまねぎ五産地、冬春きゅうり三産地とまと・レタス・さといも・はくさい・ばれいしょの各一産地）を擁す

るに至った。

△野菜振興▽

集団産地の育成としては、四十年～四十五年は集団産地育成のための拠点産地（四八集団）作り、四十六年～五十年はこの拠点産地を核とした外延拡大および定着化の推進であり、次の施策を講じた。

三十八年～四十三年

県野菜指定特産地育

成事業

四十年～野菜法に基

づく野菜集団産地育

成事業

四十四年～県園芸特

産物集団産地育成事

業

四十五年～稲作転換

特別対策事業

五十年までに、これら

の事業を通じ産地育成のため整備した施設は、共同育苗施設、集出荷施設など、全体で一五〇か所を数え、総事業費は、一三億三、〇〇〇万円で、うち補助金は六億五、〇

〇〇万円に達している。

主要事業の主な実績は四十一年から野菜指定産地の育成事業（野菜生産出荷安定法）を行い、野菜指定産地を指定し、また、五十年年度までに指定産地で、指定産地指導員の設置（延べ六二人）、指定産地情報連絡員の設置（延べ二四〇人）、共同育苗施設・集出荷施設・選果場等約四億円を投じた生産出荷近代化事業を行った。

四十四年から県単独の野菜集団産地育成事業を開始し、野菜振興計画に基づく新産地の育成をはかるため、県指定産地を二八か所設け技術・先進地研修・近代化施設を整備した。

四十五年からは稲作転換促進対策事業が開始され、稲作転換対策の推進と相まって、四十六年に県野菜振興計画を改訂、転作野菜の定着化促進がはかられた。

四十六年には指導体制の整備・強化・組織化をはかるため、県野菜技術者協議会を対象に、高度技術研修事業の実施を行った。

四十七年から県園芸連に対し、県費助成による野菜広域指導員を設置させた。

この結果、県園芸連の野菜販売額は四十年の三億円、四十五年の六億円に対し、五十年には四九億円に拡大した。

そのほか、本県の最重要品目であるたまねぎの積極的な拡大をはかるため、たまねぎ選別機を全国に先駆け、四十八年から白石地区農協ほか二か所に設置、選別・荷造りの省力化とともに、品質、規格の統一をはかり、「佐賀たまねぎ」として京浜市場への販路拡大をはかった。

△農業改良資金による融資▽

また、三十五年以降、五十年までに、農業改良資金の融資は、大型ビ



野菜団地（大和町）

第12章 農林水産業

ニール栽培技術”等国の指定事業九種目、いちごトンネル栽培等異特認事業六種目の計一五種目で、四億五、〇〇〇万円に達し、集産地の外延的拡大はもとより、後継者の育成に努めた。

△野菜への農業団体の対応▽

三十年代までの本県の野菜は、れんこん・ばれいしょ等一部の野菜を除き、県内の市場を対象とした地域内供給生産であり、その出荷形態は、ほとんどが個人出荷であった。

一方、農業団体による共販活動は、二十七年、県園芸連による北九州青果物あつ旋所（門司市）の設置以来、市場の開拓とともに逐年増加し、県園芸連を頂点とする系統共販（一元集出荷）体制が整備強化されていった。

生産指導の面でも、三十七年には野菜専任の職員を設置、以後逐年増員し、四十五年四月、野菜課の設置、さらに五十年七月にはこれを野菜部に昇格させ、技術員八人を含む一〇人の専任職員による、産地指導体制が確立された。

また、各単協でも専任技術員が設置され、技術員の資質向上をはかるため、独自に農林省野菜試験場への委託研修を行うなど、指導体制の強化とその資質向上がはかられつつある。

△生産者の組織化▽

野菜の生産者組織としては、ほとんどの農協で、種類別などの部会を組織し、研修活動等を実施している。

特に、施設きゅうり・いちご・メロンの生産者は、県を網羅した組織を結成し、本県野菜振興の実践団体として、毎年生産者大会、共進会、研修会を開催等、積極的な活動を行っている。

県園芸連の野菜販売状況 単位：数量＝トン、金額＝百万円

年度	昭和27年		30年		35年		40年		45年		50年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
れんこん	2,530	63	2,388	77	2,602	99	3,210	228	1,052	183	1,551	366
たまねぎ					4		2,724	53	6,787	252	30,199	1,190
ばれいしょ			409	7	363	6	185	4	131	5		
さといも	102	1	89	2	75	2	60	2	213	9	139	15
いちご									84	26	2,508	1,728
メロン									22	2	1,141	301
きゅうり									1,063	108	2,039	374
とまと									24	2	1,759	285
その他	184	4	256	10	145	4	628	58	310	46	4,853	687
計	2,816	68	3,142	96	3,189	112	6,807	346	9,686	634	44,189	4,943
果実	2,110	61	6,880	328	21,459	1,077	71,928	5,312	155,474	12,248	320,898	20,941
合計	4,926	129	10,022	425	24,648	1,189	78,735	5,688	165,160	12,882	365,087	25,884
野菜/合計	77	53	31	23	13	9	9	6	6	5	12	19

本県野菜の地域別出荷実績 (3類都市以上)

地域	年次	昭和	48年	49年	50年	備 考
		47年	t	t	t	
北海道 北東部 中部 近畿 中国		9	22	380	381	(主要品目)
		767	44	551	713	いちご 11~3月 出荷
		5,037	2,044	10,485	16,535	いっきゅうり
		132	88	442	443	メロン 4~6月
		2,162	1,608	1,971	1,223	たまねぎ 6~10月
	2,456	1,860	2,365	2,822	レタス 6~11月	
	160	4	17	9		
九州	北九州	16,832	18,717	20,499	22,497	
	その他	18,377	13,155	17,015	18,578	
	県内	21,576	22,817	20,719	22,626	
合計		67,558	60,359	74,445	85,858	

資料：農林省統計情報事務所

三十九年には、県ビニールハウス園芸組合連絡協議会が結成された。
 ▲稲作転換と野菜振興
 本県野菜生産の特徴は、上場等一部の畑作地帯を除き、そのほとんどが水田の高度利用型栽培にある。

この米麦を基調とした複合経営が今後とも本県農政の基本であり、四十三年に野菜振興計画を策定以来、その積極的展開をはかってきた。
 四十六年からの稲作転換は、種々の問題を含みつつも本県の野菜にとつては、今日の飛躍的發展の一大契機でもあった。

全国的な野菜の過剰供給が憂慮されたが、四十六年の県野菜価格安定基金協会の設立や野菜法に基づく価格安定事業の拡充など、価格安定対策の推進と相まって、生産対策を積極的に推進した結果、たまねぎ、いちご、メロン、夏秋とまと、レタス等を中心に、五十年には四十五年の約二倍に達するなど、野菜生産の伸展とともに、産地の定着、拡大をみた。

▲流通・価格安定対策

野菜の出荷量は作付面積の増加とともに、二十年の一万七、〇〇〇tに對し、二十五年には二万九、〇〇〇t、三十年代には三万t、四十五年には七万t、五十年には九万八、〇〇〇tと逐年拡大してきた。品目的にも初期のれんこん・ばれいしょ・さといも等から、四十年代にはたまねぎ・施設きゅうり等本県の適地性を活かした品目に変わってきた。

出荷先は、三十年代までは県内が主体であったが、四十年代には九州一円はもとより京浜・京阪神地域への出荷も増大し、特に、たまねぎは、本県の代表野菜として、全国的にも有数の出荷を誇り、五十年には京浜地域への出荷は一萬tに達した。

四十七年以降の本県野菜の地域別出荷状況は、別表のとおりで北九州を主体に、京浜・京阪神・中国等全国の市場へ拡大してきている。

価格安定対策として四十一年、野菜生産出荷安定法の制定に伴い、全国組織の野菜価格安定事業に加入した。四十六年から県独自の価格安定事業を実施し、野菜の生産と価格の安定をはかるため、交付準備金の資金造成を行った。

野菜価格安定のため設けられたこの制度は、毎年保証基準価格等内容の改善をはかってきた。

経済の高度成長による物価上昇は野菜価格にも影響し、価格差補給金交付の機会が少なかったが、国・県の制度による補給金交付は、野菜農家の再生産に寄与している。

落葉果樹

五十年における県内落葉果樹の総栽培面積は約一、八〇〇haで、二十

落葉果樹の生産状況

単位：面積=ha、生産量=千t

区分	昭和20年		25年		30年		35年		40年		45年		50年		50年/20年	
	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	生産量
なし	119	693	109	853	109	1,420	203	2,780	185	2,200	185	2,230	284	3,400	239	491
ぶどう	25	146	25	89	35	158	125	740	176	1,300	214	1,600	334	2,780	1,536	1,917
かき	59	4,728	489	3,870	426	3,760	494	3,130	434	2,590	417	3,260	399	1,900	676	40
くり	20	67	34	95	12	60	25	150	129	95	329	400	435	666	2,175	994
うめ	20	795	160	612	88	514	84	350	81	309	129	521	154	764	770	96
もも	16	103	20	203	89	469	139	976	101	527	73	473	44	342	275	317
びわ	70	521	97	446	85	615	137	1,080	125	800	105	679	95	450	136	86
計	329	7,058	934	6,168	844	6,996	1,212	9,206	1,232	7,822	1,452	9,163	1,795	10,302	546	146

年の約三三〇haに比し、五・五倍の増加である。うんしゅうみかんほどの飛躍的伸びはなかったが、なかでもぶどうの伸びが最も高く、約一五倍となっている。これは四十五年以降の稲作転換を契機に、白石・東松浦地区を中心に急増した。伊万里市を中心とするなしは、約三〇〇ha栽培されているが、二十年の一九九haに比して、約二・四倍の増加である。特に四十年代に導入された新水・幸水等の無袋栽培が急増しており、現在では地域の特産物として、農業所得の向上に大きく寄与している。

びわは、多久市納所の特産物として古くから知られているが、最近の生産動向は三十五年の一四〇haをピークに、減退の傾向にある。その他、かき、くり、うめ、もも等があるが、いずれも地域的には重要な役割を果たしてきた。

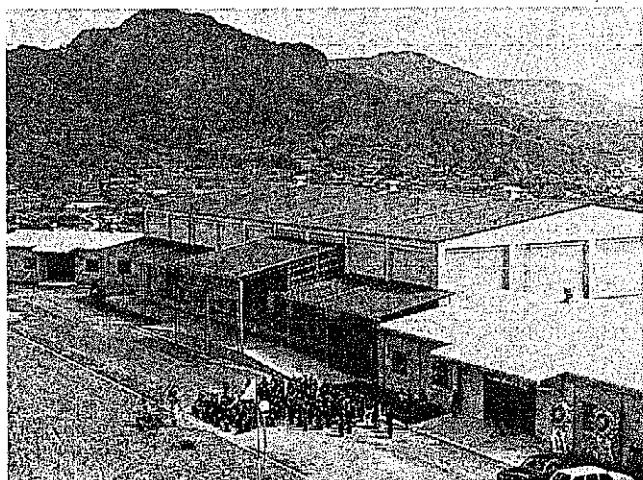
△施策の展開▽

振興施策については、三十年代まではみるべきものはなく、四十年代になって、ぶどう・なしを主体に、防除施設・かん水施設・果樹棚等の生産管理施設、集荷所、選果所等、集出荷施設の整備を積極的に行った。特にぶどうは、四十五年からの稲作転換による急増から、施策も稲作転換促進対策事業を主体に、農業構造改善事業等により、主に伊万里市・白石平坦・東松浦地区で実施されている。

また、北部山間のくり・かき等については、圃地造成・防除施設・集出荷施設を整備した。

△生産の動向▽
本県における主な特産物は、茶・いぐさ・葉たばこ・養蚕等であるが、二十年には、桑が六〇〇ha、茶・葉たばこがそれぞれ約一〇〇ha、併せて約八〇〇haであったが、五十年には約二倍の一、九〇〇haとなっている。

その間の作物別動きは、二十年に最も多かった桑が年々減少した反



西九州茶流通センター（昭和49年4月設置）

面、好況に支えられ茶樹が嬉野町・唐津市・伊万里市等を中心に増加し二十年の約八倍となり、地域の特産物として農業所得の向上に大きな役割を果たしている。

一方、二十年代にまったく生産のなかったいぐさの栽培が二十五年頃から始められ、特に四十五年からの稲作転換を契機として急増し、現在では三養基平坦、佐賀・白石平坦の特産物として、また、複合作物として大きく寄与している。

たばこは、上場官農確立の重点作物として、年々増加してきたが、現在では、たばこ製品の需要停滞に伴い、栽培面積の急激な増加は期待できない状況にある。

△施策の展開

特用作物は、他作物と異なり、一次加工までが生産段階となっているので、振興施策の中で加工施設の占める割合が極めて高く、とくに茶は、製茶工場・流通センター等、流通加工施設の整備に約二億円を投資しており、本県産茶の銘柄確立・系統共販に貢献している。

いぐさについても、集出荷施設・加工施設の整備による製品販売の促進と、乾燥機・刈取機の導入による省力技術の確立をはかった。

たばこ栽培は、省力栽培技術を普及促進するため、共同育苗ほの設置、共同乾燥施設の整備策を重点施策として推進した。

(出) 畜 産

概況 昭和十年、県内において農耕用として馬一万七、三七〇頭、牛二万四、四四二頭が飼育されていた。

戦後の二十年には馬二、九八二頭、牛三万八四一頭となったが、機械

家畜飼養頭数

区分	年次	昭和					
		10	20	30	40	45	50
実数	馬 (頭)	17,370	2,982	9,070	610	171	20
	乳牛 (頭)	700	—	3,350	13,670	15,600	13,000
	役肉用牛 (頭)	24,442	30,881	42,160	27,790	20,100	22,900
	豚 (頭)	3,145	629	6,920	30,780	40,300	44,100
	にわとり (千羽)	?	337	623	1,563	1,868	1,593
	ブロイラー (千羽) (出荷)	—	—	—	—	5,572	10,460
伸長率	馬 (頭)	10,157	1,793	530	356	100	11
	乳牛 (頭)	4	—	21	88	100	83
	役肉用牛 (頭)	121	153	210	138	100	113
	豚 (頭)	8	1	17	76	100	109
	にわとり (千羽)	?	18	33	84	100	85
	ブロイラー (千羽)	—	—	—	—	100	188
換家畜算数		43,141	37,318	62,194	63,836	90,471	112,970

注：家畜単位は牛・馬を1、豚 $\frac{1}{3}$ 、にわとり $\frac{1}{400}$

力の充分でない当時は、牛馬が重要な労働力であったことから食糧増産と相まって急速に増加していった。元来、本県の畜産も他県と同じく農耕用としての役割が主で、そのほかは一部で幼畜の育成や仔畜の繁殖により、副収入を目的としたものがあつた。

興農業は米麦中心であつたが、経済の成長につれ、食糧需要の変化に対応し、また、他産業と所得均衡を保つために多角的官農への転換が必要となり、有畜農業への施策が実施されることになった。二十七年から有畜農家創設事業が実施され、家畜導入への金融措置が行われ、畜産農家は増加した。その後、農耕用の畜力に替わるものとして、動力耕耘機・トラクターが普及し、かつ、農家の兼業がすすむにつれ、役畜を中心と

した畜産も、用畜へと移行していった。

戦前の昭和十年と戦後の三十年を比較すると、馬は減少、牛は漸増、乳牛は八倍、豚五倍と増加した。年次的に大家畜は減少し、逆に三十六年以降採卵鶏、三十九年からブロイラーが増加していった。県下の家畜飼養頭羽数を家畜単位に換算すると、三十五年以降たえず増加している。

畜産経営の 経済成長の時代において、本県の畜産は、米・みかんと規模拡大 ならんで、三大基幹作目の一つであり、選択的拡大部門として順調な発展を示した。農業総合粗生産額も三十五年から五十年までのおよそ一五年間で約五倍となり、そのうち畜産粗生産額は一〇倍に飛躍し、農業粗生産額に占める割合も三十五年当時は八%であったのが、五十年においては一八%となった。

五十年現在における畜産粗生産額の中では、鶏（採卵、ブロイラー）が一〇五億円で四三・九%を占め第一位、次いで二位は豚の五〇億円で二一・一%、三位は乳牛の四八億円の二〇%、最後は肉用牛の三二億円で一三・五%となっている。

戦後、家畜の飼養目的が役畜から用畜と変化し、各家畜の飼養頭羽数も馬を除いてはいずれも増加を続けたが、反面、各家畜の飼育戸数はいずれも減少し、従って一戸当たりの平均飼養頭羽数は拡大し、多頭羽飼育の経営となった。

畜産の振興対策 昭和二十七年から有畜家創設事業が国において計画実施されることとなり、本県ではこれに対応して二十七年五月、県有畜農家創設審議会規程を定め、有畜農家創設事業の円滑な運営を図るため、知事の諮問に応じ、事業の積極的振興をはかることとした。

本事業は、無家畜農家を解消するため、乳牛・役肉牛・馬・めん羊の導入資金の融資をあっ旋するとともに、金利負担を軽減するため、利子補給を家畜導入後三年～五年間行うことを内容とした。乳牛においては集約酪農地域、役肉牛は繁殖・肥育地域に対して計画的・重点的に家畜導入を実施した。導入家畜数は乳牛二、一一一頭、和牛四、九三七頭、めん羊五〇〇頭、馬一五頭であった。

この制度は、二十七年から三十五年度まで実施されたが、三十六年度農業近代化資金発足とともに、同資金の家畜資金に切替った。

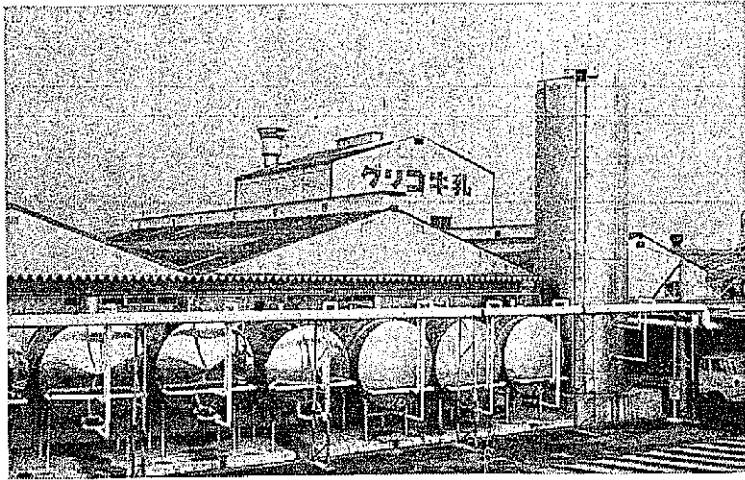
△農協預託事業▽

国が定めた中小農畜産振興対策要綱にもとづき、三十二年十一月県中小農畜産振興対策家畜導入補助交付規程を設け、農業協同組合が家畜の預託事業を実施した場合、助成を行うこととした。なお預託頭数は三十四年～三十六年度にわたり、延べ三四農協で、豚二、五〇〇頭、和牛二〇〇頭であった。

集約酪農事業 昭和二十九年六月、酪農振興法の公布にともない、集約酪農地域を政府が指定し、酪農振興のための国の補助金や助成施策を優先的に集中することとした。当時、世界銀行からの融資で導入するジャンジー種を、この地域に限って、国から貸付けられることとなった。

本県では、三十年度天山多良岳山系の地域指定申請を提出したが、製酪工場の規模が小さい、地元の熱意の盛りあがりがない、県費財源の裏付がない等の理由で指定を留保された。その後、三十一年十月、グリコ協同乳業が創設され、集乳量の確保のため平坦地酪農はもち論、背後地山間酪農の育成も急務となった。

かつ、酪農振興法施行以来全国で五三の集約酪農地域が指定されてい



農民も参画し発足したグリコ協同乳業

たので、県は法の規定に適應させるため、地域を鳥栖から、神埼・佐賀・小城郡北部・多久盆地をふくんで、唐津に至る天山脊振山系の山間山麓地帯に制限した計画を再提出し、三十二年九月天山脊振山系集約酪農地域として、国の指定が行われた。

集約酪農地域中心工場の設立については、二十四年七月佐賀郡市酪農組合が設立され、牛乳処理所を買収し、集荷・処理・販売を始めた。二十五年一月牛乳の消費も増え、新しく牛乳処理工場を佐賀市与賀町に設置した。しかし二十六年組合内部の事情から解散の止むなきに至り、二十六年九月県経済農業協同組合連合会が牛乳工場を引受けて業務を再開した。

三十一年二月、グリコ九州工場で製酪事業の開始に当たり、集乳について依頼があり、同年七月十二日、佐賀商工会館で第一回の発起人会が開催され、資本金額をグリコ側と農民側と同額とし、グリコ協同乳業株式会社

の設立が決定し、十月一日操業を開始した。その後順調に進展して、佐賀市多布施町のグリコ製菓の

借事務所から脱脚し、天山脊振集約酪農地域の中心工場として、三十七年四月佐賀郡大和町に二億数千円を投じて、市乳・練粉乳の完全設備を有するオートメーション工場を完成した。

天山脊振山系集約酪農地域は、三十三年度から三十五年度にかけてジャージー種の五五七頭の導入を始め、ホルスタイン種一四八頭、さらに寒冷地等における固有牛の貸付事業で乳用牛および肉用牛の導入を三十五年度から四十年度にかけて実施した。その後三十七年度から固有貸付が県有貸付に替わり、乳用牛は三十七年度から四十二年度までに五六〇頭、肉用牛は二八〇頭が県内の主要畜産地帯に導入された。さらに四十年からは、県有貸付から農協有貸付と替わり四十八年度まで実施され、四十九年度からは飼料作物作付推進家畜導入事業となって現在にいたっている。

酪農審議会の設 昭和三十四年九月、県酪農審議会条例を制定した。置と近代化計画 これは、酪農経営の安定と振興についての基本方針を諮問し、県行政に寄与するとともに、生乳取引の紛争調停を行い、生乳の公正な取り引きおよび需給をはかることを目的とした。

同審議会は、生産者・消費者・乳業者・農業団体のそれぞれの代表および学識経験者からの委員一四人で構成され、三十五年三月十六日設置し、同年三月二十八日第一回審議会を開催し、正式に発足した。

三十六年農業基本法が制定され、農業も選択的拡大の方向で、生産性の向上をはかることとなり、酪農も従来と異った発展の方向をとった。すなわち、二十九年酪農振興法制定後、有畜農業の普及という方向に沿って乳牛の飼養戸数・頭数ともに増大して行ったが、三十九年頃からは飼養戸数が減少傾向に転じた。これは経済成長に伴い農業労働力の他産

県の酪農近代化計画の概要

地域名	計画樹立時 (40.2)					目標年次 (52年度)			
	飼養戸数	乳牛頭数	普及率	1戸当たり飼養頭数	1戸当たり生産乳量	乳牛頭数	1戸当たり飼養頭数	1戸当たり生産乳量	生産乳量
水田酪農地域	2,143	5,421	7.13	2.53	14,597.1	10,100	14.0	29,600	
畑地酪農地域	2,084	4,465	5.26	2.14	11,508.9	10,700	11.8	29,800	
山間酪農地域	505	1,341	9.56	2.66	2,108.0	1,900	7.3	4,600	
計	4,732	11,227	6.3	2.37	28,214.0	22,700	12.0	64,000	

市町村酪農近代化計画樹立

○46年度認定 (27)

佐賀市、諸富町、川副町、東与賀町、大和町、富士町、神埼町、千代田町、三田川町、脊振村、三瀬村、鳥栖市、北茂安町、多久市、小城市、三日町、唐津市、七山村、肥前町、鎮西町、伊万里市、武雄市、山内町、北方町、鹿島市、太良町、塩田町

○47年度認定 (6)

三根町、上峰村、牛津町、玄海町、白石町、有明町

業への流出が強まり、従来、副業的に乳牛を飼養してきた収益性の低い零細酪農経営の脱落によるものと考えられるが、一方、多頭飼育酪農経営は増加して行った。

四十年酪農三法（酪農振興法及び土地改良法の一部改正法、農地開発機械公団法一部改正法、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法）が制定された。この酪農振興法の改正に基づき、国は第二次酪農近代化基本方針を四十六年三月三十一日公表した。

県においても国の方針ならびに県長期総合開発計画に立脚し、第二次県酪農近代化計画

（基本年次四十五年度、目標年次五十二年度）を市町村に示し、これに基づきそれぞれ各市町村が樹立した市町村酪農近代化計画を認定した。樹立市町村は四十六年度二七市町村、四十七年度六町村の合計三三市町村であった。

なお、酪農発展のため、国・県はもち論、畜産振興事業団、地方競馬全国協会の助成による種々の事業が行われた。

肉用素畜 三十六年三月十四日、肉用素畜導入事業補助金交付規則を導入事業 設定し、肉用家畜の肥育を推進するため肉牛の導入生産に努めるとともに、肉用牛飼養適地において農協が事業主体となって、肉用牛経営の規模拡大を志向する肉用牛経営農家のために必要な飼料基盤の整備、共同利用の肥育管理施設等を設け、繁殖から肥育までの一貫体制を整え生産性の向上を計った。

畜産農家 畜産に関する各分野の専門家をもって畜産コンサルタント経営指導 団を構成し、個々の畜産経営について経営診断と経営分析を行い、その結果に基づき、助言と事後指導を実施して生産性の高い大規模畜産経営を育成する制度が三十九年度から新しく発足した。運営には県畜産会があたりこととなり、必要経費については県ならびに地方競馬全国協会が助成した。五十年年度まで七一五件が診断をうけた。

天災や家畜の疾病または経営計画の変更等により負債が長期にわたり固定化した畜産農家に畜産経営整備資金（据置三年、貸付期間一〇年、貸付金利三・五％）を貸付けた農協に対し、県農業協同組合中央会が年三・七五％の利子補給（単協の負担一・二五％）実施したが、県はその三分の二に相当する額を助成した。

畜産協業経営体の借入金金利を軽減し、経営の合理化をはかるた

め、市町村が五か年間にわたり年三%の利子補給を実施する場合、県は市町村に対しその二分の一を助成することとし、四十年八月十三日、県畜産協業経営体借入金利子補給規則を公布した。対象となる協業経営体は原則として次の基準以上で、三十八年三月までに設立されたものとした。

酪農協業経営体 参加戸数三戸以上 飼養規模二〇頭
 肉用牛 " " " " 一〇頭
 養豚 " " " " 一〇〇頭
 養鶏 " " " " 三、〇〇〇羽

飼料対策 畜産経営では安価な飼料でより多くの乳肉を生産することが不可欠で、そのため自給飼料として粗飼料の確保が重要である。粗飼料は牧草・飼料作物の良質飼料と山野自生の野草、ワラ等の低質飼料に分けられるが、単位面積当たりの栄養価においても、また家畜の嗜好性からみても牧草飼料作物が野草よりも優れている。

この良質粗飼料増産の対策として、一つは既耕地への飼料作物の作付推進事業であり、他の一つは未墾地の開拓により牧草地を造成改良する草地改良事業があり、いずれも家畜導入事業と併行して次のような施策が実施された。

草地改良事業

事業名	実施年度	実施数	面積
(佐賀県草地改良委託規則三三号) 草地改良事業	三三―三四二	六三町村	四四八ha
集約牧野造成事業	三六―三七	一四ヶ	一四七ヶ
小規模草地改良事業	三八―四四	七五か所	七〇八ヶ
団体営草地開発事業(公共)	四六―四九	七ヶ	五七ヶ

飼料作物作付促進事業

事業名	年度	箇所・町村数	作付増加面積又は施設
緊急粗飼料増産対策事業	三九―四二	三六市町村	トラクタ、ラウ、尿散布機、刈取機
飼料増産対策事業	四三―四六	延三二市町村	一、二六九ha
飼料基盤整備特別対策事業(公共)	四四―四六	八市町村	四九ha
稲作転換特別対策事業(県単)	四五―五〇	九七市町村	サイロ四二〇基
稲作転換飼料作物作付促進事業	四六―四九	三三市町村	転換水田作付五四四ha
飼料用麦生産対策事業	四七―四九	三町村	共同乾燥施設、大農機具、機械施設、基盤整備
緊急粗飼料総合対策事業	五〇	五市町村	
飼料作物生産振興対策事業	四九―五〇	六〇市町村(三〇集団)	四五六ha

飼料高騰に 一方、配合飼料の価格は、四十五年以降四十七年までは対する処置 ほぼ平衡を保っていた。しかしながら、四十八年三月から四十九年三月にかけて約一・八倍も暴騰した。また、四十九年十一月から五十年一月にかけてさらに高騰した。従って配合飼料に依存する畜産経営の経営維持をはかるための緊急措置を実施した。

四十八年三月以降における配合飼料の高騰に伴い、畜産経営特別資金(償還期限二年)が三回融資され、融資機関(農協連一・農協一四・銀行一)に対して、県を通じて畜産振興事業団から利子補給金が交付された。貸付件数一、二一四件、金額六億六、七〇〇万円であった。

配合飼料の高騰と枝肉価格の低落に対処し、肉用牛肥育経営の離脱や縮小を防止して、その維持継続をはかるため、緊急対策として後継牛導入に五億円の低利資金(貸付利率年四%)を融資することとした。そのため融資機関に五・五%の利子補給をする必要から、県信連に利子補給

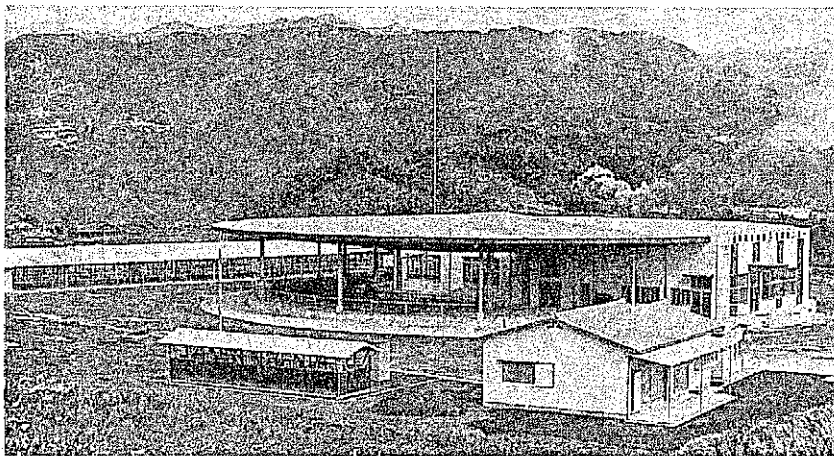
昭和23年当時の家畜市場名

取扱区分	牛 馬 共	牛 の み	馬 の み	
市場名	神田 小唐 伊武 万	埕代 城津 里雄	春 脊基 多相 浜 日・入 振・中 山・西 久・鹿 知・多 崎・嬉	野 通登 島良 野 賀賀 振津 角 佐脊
計	6	12	5	総計 23

件数三四〇件・貸付金額五億三、九九二万円となった。
 配合飼料のうちつづく高騰により、畜産経営は極度に打撃をうけ、経営の存続が危惧されに至ったので、四十九年配合飼料価格安定基金積立金の一部を助成して畜産経営者の負担を軽減した。
 価格流通対策 昭和二十三年当時、本県で生産された家畜（当時は牛馬のみ）は、二三か所の市場で取引が行われていた。それは家畜の取引は必ず市場で実施せねばならない法の規制と、当時家畜の移動は歩行を

基金を設置したが、県は基金として三、二九七万五、〇〇〇円を助成した。本資金は四十九年十二月貸付けられたが、貸付件数は二二二件・貸付額四億七、一六六万円であった。
 枝肉価格の長期にわたる低落、配合飼料価格のうちつづく騰貴等が肉用牛肥育経営を圧迫したことに對し、肥育経営の安定と維持継続をはかるため、緊急措置として貸付利率三％・償還期限五か年の特別資金五億五、〇〇〇万円を貸付けることとし、融資機関へ年六・五％（県で一％追加）の利子補給のため、肉用牛肥育経営安定特別資金利子補給基金（基金造成必要額九、九一六万二、〇〇〇円、四十九年国庫補助五、三三五万円）を設置した。貸付は五十年三月行われ、貸付

主としていたため、管轄区域が小さく、市場の大半は年四回の開設で一開設日の入場頭数も一〇〜五〇頭程度であった。三十一年六月家畜取引法が施行され、家畜市場の再編成整備が促進された。
 この頃、本県内市場は馬産の衰退とともに、馬のみの五市場と西川登市場が閉鎖されており、再編整備に基づく規模の規制により逐次廃止された。一方、子豚生産の急増により豚専用市場を佐賀市に新設し、田代・小城・武雄・唐津・鹿島・多良・伊万里の計八か所で開設されてきた。その後四十七年三月から四十九年三月にかけて小城ほか四市場を廃止し、四十七年三月一日、多久市に畜産センターを建設した。これによって現在は伊万里、田代と併せ県内で三市場が運営されている。
 畜産物の価 県内における格安定対策 産乳の生産量の増大にともない、集乳施設の近代化と乳質の保全による乳価安定をはかるため、県下主要酪農地域の農協集乳所を中心に、四十



畜産センター（多久市）昭和47年3月設置

五年より五年計画でバルクーラトを設置し、タンクローリーによる輸送が始められた。

牛乳の消費拡大と学童の体位向上をはかるため、畜産振興事業団から補助業務の委託をうけ、三十三年一月から牛乳の学校給食を開始した。

その後、学校給食用牛乳は、給食校数も給食実人員も増加し、五十年で県内生乳生産量の一三％に当たり、県内飲用向牛乳の二五％を占めるに至った。

畜産物価格の異常な変動は生産に長期間を要する畜産経営の基礎を不安定にするとともに、国民生活の中において畜産食品消費の増大と食生活安定のためにもなおざり視できない段階に至った。

三十六年一月畜産物の価格安定等に関する法律、四十年六月、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が制定され、主要畜産物の価格安定を目的として新たに設立された畜産振興事業団が指定乳製品、指定食肉の売買操作により価格を一定の安定価格帯の中に定着させることとなった。

また、生乳のうち、加工原料乳については、不足払が実施され、県においても県酪農業協同組合連合会を指定生乳生産者団体として生産者補給金の交付を実施している。そのほか各種家畜について価格安定のための基金を設定した。

肉用子牛の価格の安定をはかるため、四十六年八月社団法人県肉用牛子牛価格安定基金協会（出資、畜産振興事業団三、〇〇〇万円、県一、五〇〇万円、農業団体一、五〇〇万円）を設立し、肉用子牛価格の低落時に、生産者に対し補給金を交付する等の業務を行わせることとした。なお翌四十七年から乳用雄子牛についても同協会の価格安定業務の対象に組み入れられた。

子豚価格の変動の激しいことが養豚経営の安定を阻害し、肉豚価格変動の原因となっていた。計画的生産を通じて子豚の需給調整を行い、以って子豚の異常な低落により生ずる生産者の経営に及ぼす悪影響を緩和する必要があった。このため価格補てんを行うことにより、子豚価格の安定と養豚経営の健全な発展をはかるため、設立された県子豚価格安定基金協会（出資総額六、〇〇〇万円）へ一、五〇〇万円の出資と助成を行った。

畜産経営環境 住宅区域の農村地域への進出に伴い、生活環境の保全が環境保全対策 社会問題化されるにつれ、家畜の飼養規模拡大に伴う家畜排せつの悪臭・水質汚濁・害虫発生等が公害視されはじめた。畜産に起因する環境汚染を防止し、かつ規模拡大による経営の安定をはかるため、市街化地域の住宅密集地より域外の畜産適地に集団移転を促進する小規模畜産団地造成事業（県単補助）を四十七年度より四十九年度まで実施し、八地区の団地を造成し移転を促進した。

また、家畜の糞尿の土地還元により土地生産性の向上をはかるため、集団的に環境整備施設（乾燥施設、共同堆肥舎、汚水処理施設）を設置して、広域的に糞尿の利用促進をはかる事業として、他県に先がけ四十八年度から家畜排せつ物利用処理実験事業（県単補助）を実施した。

家畜排せつ物利用処理緊急対策事業も実施し、市町村の改善計画に基づき緊急に家畜飼育環境の整備を必要とするもの、あるいは移転のため必要な処理施設を設置する者に対して、市町村が助成措置を講じた場合に、県がその経費について助成した。

家畜保健衛生所 昭和二十四年七月、県家畜保健衛生室規程を制定し、佐賀市・唐津市の二か所に設置した。その後、二十五年三月、家畜



県中央家畜保健衛生所（昭和45年6月改築）

保健衛生所法が制定され同法にもとづき、家畜伝染病の予防、家畜人工授精、繁殖障害の除去、その他の保健衛生施設として、県内主要地八か所（鳥栖・神埼・佐賀・小城・武雄・鹿島・唐津・伊万里）に家畜保健衛生所を設置した。

その後、農林省の方針で家畜保健衛生所の再編整備に基づき、四十三年六月八か所の家畜保健衛生所を三か所（中部・西部・北部）の広域家畜保

健衛生所に整備統合し、現在にいたっている。
佐賀競馬 戦後初の佐賀競馬は、二十一年十月十七日から四日間、臨時競馬として、県馬匹組合連合会主催で佐賀市神野町で開始された。

地方競馬法による初の競馬は、二十一年十二月二十一日から四日間、十二年には年四回・一八日間、二十三年には三回・一五日間開催された。
その後、佐賀市・芦刈村外五か町村競馬組合、鹿島競馬組合、佐賀東部競馬組合などが風水害の災害復興のため設立されたが、四十一年八月

県競馬組合として統合し、四十六年度まで開催された。四十七年から競馬場を鳥栖市に移転し、県と鳥栖市で組織する県競馬組合が新しく設立され、約三七億一、〇〇〇万円を投じて西日本一の設備を有する緑の競馬場として現在にいたっている。

(五) 農業近代化の歩み

農業機械 昭和二十二年の農林省統計によると、本県の主要農機具の数の進展 台数は上表のとおりであり、田畑の耕耘は畜力に依存していた。

二十五年農業センサスでは、動力耕耘機使用戸数が三二〇戸となり、耕耘作業に動力が使用されはじめた。二十七年五月県自動耕耘機共同導入資金利子補給金交付規程を設けて自動耕耘機の共同利用を奨励した。

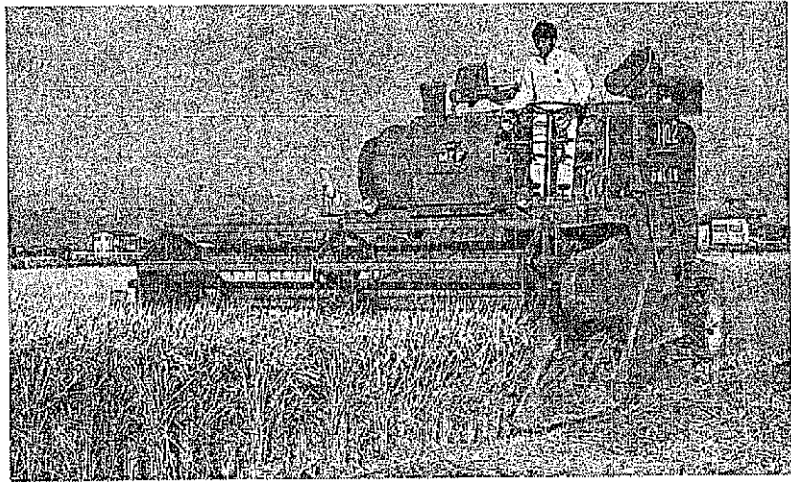
また、同年五月県奨励農機具審査規程により、奨励農機具の告示を行い、農機具導入の参考に供した。

三十一年五月、農業改良資金制度が発足し、農業経営の改善に必要な農機具・畜舎その他施設の改良造成、取得に要する施設資金が貸付けられることになり、つづいて三十六年十一月、農業近代化資金助成法の施行に伴い、施設資金はこれに吸収されて、新たに農機具資金として自動耕耘機の導入に利用された。

また、同年制定の農業基本法にもとづき第一次農業構造改善事業が三十六年度計画段階、三十七年度から事業実施となり、土地基盤整備（国庫補助二分の一、県費五分の一）

昭和22年の本県の主要農機具台数 単位：台

電動機	石発油機	油機	揚水機	脱穀機	麦摺機	稲摺機	畜力用き
1,708	15,089	8,219	16,243	1,180	1,661	86,832	



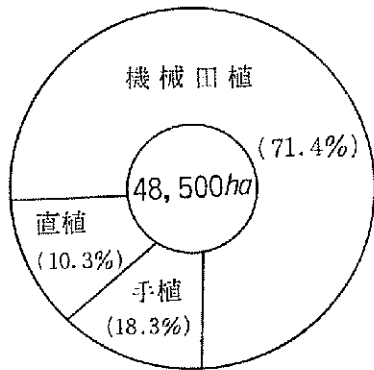
コンバインの導入 (小城郡農協) 昭和46年11月

とともに、経営近代化施設(国庫補助二分の一)として、トラクター等の導入が推進された。このように強力な奨励措置と、次に述べる措置等により四十二年三月県内主要農機具の普及状況はトラクター一、〇九五台、耕耘機三万七、〇七七台、乾燥機二万四、七七一台、バインダー二一八台となっている。

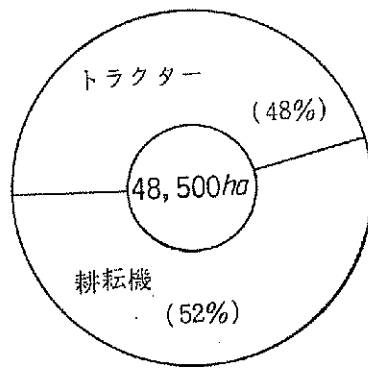
り、全国的に三十年代の中ごろ以降、麦の作付面積が減少した。県では麦の生産対策として表裏を通じ生産性の向上をはかるため、四十年から四十四年にわたり、高度集団栽培促進事業が実施され、水田二毛作地帯で稲作に使用する機械や生産組織を極力、裏作麦に活用することとし、表裏作を通じ大規模な集団栽培の普及をはかった。

このため、トラクター・ライムソワー・ドリルシーダー・バインダー・コンバイン・乾燥機等導入に対し、助成を行った。とくに四十一年度農

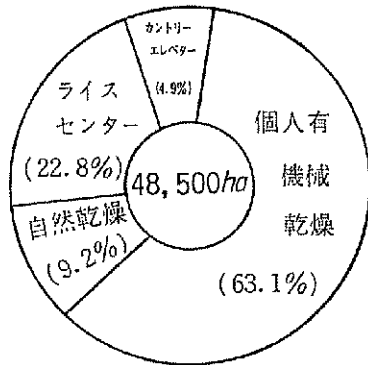
稲作作業機械化の状況(50年)



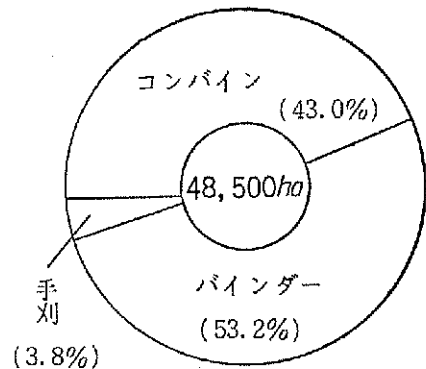
2 田植作業



1 耕耘



4 乾燥作業



3 収穫作業

業機械対策として収穫機械導入事業を南川前干拓営農組合で実施し、県下始めての大型コンバイン、乾燥施設利用の平坦地モデル先進地区を設立した。

また、四十年頃から田植機の成績がよいので、その実用化を普及するため、県内五か所に機械移植の展示を行った。その結果、五十年センサスでは動力田植機の県内台数は一万四、八九二台に達し、稲作面積の約七十一％は稚苗移植となった。

次いで四十四年度から四十七年度にかけて従来の麦作対策に加えて、新たに麦作団地育成対策事業を実施して、作業機械・収穫用機械・乾燥機の導入を促進した。

このように稲作・麦作は農業の発達とともに、耕耘・播種・移植・防除・収穫・乾燥調製と一貫した機械化体系が確立されていった。

この機械化に伴い、本県の一〇a当たりの労働時間数は米で一五四・四時間から七四・八時間に、小麦では一〇三・三時間から二九・一時間に短縮された。

農薬の発達と 戦後、新農薬が次々に開発され、本県では殺虫剤としての使用の変遷 二十二年から有機合成剤のDDT、二十四年から有機塩素系のBHCの粉剤が水稻の二化螟虫の防除に使用された。二十六年から有機燐製剤のパラチオン剤（ホリドール）が使用され、これは稲の二化螟虫をはじめウンカ類、その他害虫の防除に効果が顕著で、DDT、BHCにかわって全面的に使用された。

しかしながら、人畜に対しても強力な毒性を有したため、各地で中毒事故が続出した。このため、毒物劇物取締法にもとづく政令の一部が改正され、パラチオン剤の使用が制限され、四十四年には製造が禁止され、

除草剤使用面積 単位：ha

使用面積		44年	45年	46年	47年
除草剤					
低 毒 性 P C P	低 毒 性	31,592	37,697	40,961	45,090
	P C P	12,304	3,664	249	—
	計	43,892	43,631	41,210	45,090

四十六年には全面使用禁止となった。DDT、BHCも残留性による環境汚染と慢性中毒の可能性から四十六年、いづれも製造禁止・使用禁止となった。また、アルドリン・ダイドリン・エンドリンのドリオン系も残留性農薬に指定されたため、その後、特定作物にのみ利用され、使用量は激減した。これらに代る低毒性農薬として、マラソン、ダイアジノン剤につづいてダイアテックス、スミチオン剤等の低毒性有機燐剤に切替えられていった。

除草剤としては、二十五年から水稻に二・四-Dが使用されて以来、従来の除草労働がなくなり近代化に寄与した。また、PCPは水田初期の雑草に効果を示し、とくにノビエに対して有効なため、三十五年から使用され始めた。

三十六年から一般に普及した水田除草剤PCPは、事前に使用地域・使用方法を周知させていたが、三十六年、三十七年有明海および内水面での魚貝類の斃死が発生した。

そこで三十八年から除草剤安全対策事業を実施し、PCPにかわる低毒性除草剤使用を奨励するため薬剤購入の一部助成を実施した。

防除所の設置 昭和二十五年五月植物防疫法が制定され、国・県におと体制の確立 いて病害虫の発生を予察して、これに基づく情報を関係者に提供し、適切かつ経済的防除に役立てることとなった。

県は二十七年四月植物病害虫防除所設置条例を公布し、各地方事務所



農薬の航空撒布（有明千拓） 昭和37年6月

（八郡）に植物病害虫防除所をおき、発生予察・

病害虫防除・農薬の安全使用の指導を行った。三十年六月十日の機構改革により各郡の農業事務所

に同防除所をおき、三十八年八月一日八郡の主たる農業改良普及事務所による病害虫発生予察員を一人づつ配置し、普及所長が防除所長を兼務すること

になった。四十五年三月三十一日条例改正により、農植物病害虫防除所に統一され、川副町の農農業試験場内に設置されたが、四十八年十二月佐賀市高木瀬町の総合庁舎に移転し現在に至っている。

その間、二十八年から二十九年にかけて、門司の農林省植物防疫所から国有の防除機具を借入れ、県内防疫に努力し、二十八年から県有防除機の設置につとめ、各農業団体に貸与するとともに、三十一年より市町村有などの防除機具の導入に補助金を交付した。さらに三十八年度から高性能防除機具の導入に着手した。

なお、この大型防除機を佐賀（五）、三養基（七）、小城（五）、東松浦（三）、西松浦（八）、杵島（一〇）、藤津（一）の防除所に設置し、

管内の市町村、農業団体に貸与して共同防除に使用させた。
（八航空防除事業）

昭和三十六年九月、西日本空輸株式会社の協力で農植物防疫協会主催により実験事業として、佐賀市金立町友貞地区で稲いもち病に對し、三六haに始めて水銀粉剤を空中撒布した。翌三十七年六月、有明千拓農業協同組合で、水稲しまはがれ病媒介のヒメトビウソカにマラソン剤を八三三haに空中撒布し、県単事業として助成を行った。

三十八年には西日本一帯の稲ウイルス病に對して国で特殊病害緊急防除事業が実施され、有明千拓七八〇ha、川副町七九三haにヘリコプターによる薬劑撒布が、六月上旬、七月中旬に実施され、国・県の助成が行われた。以来、航空防除の実績は、四十年一万七、四三〇ha、四十五年二万六、五〇二ha、五十年七、二八三haとなっている。

米麦関係共同乾燥調製施設（受益面積13,000ha）

年 度	ライスマシン設置数	カントリーエレベーター		
		設置数	設置場所	貯蔵能力
昭和44	4			2,000 t
45	4	1	日 月 里	2,000
46	10	1	三 三	
47	10			
48	21	3	津田峰 牛久保 上 声	1,500 1,500 2,000
49	9	1	刈 刈	2,000
50	10	1	声 刈	2,500
計	68	7	総計	75 か所

農畜産物加工流 消費生
通施設の整備 活の高
度化による食品需要の変化
に對して、良質の農畜産物
を計画的に生産し、出荷
してゆくことは農畜産物の
流通・価格安定のために不
可欠な事である。さらに流
通市場の拡大、農畜産物取
引の規格化・大量化のため
め、生産体制の確立、集荷
加工施設の整備が必要とな

園芸関係 昭和51年2月現在、流通対策課調査

時間当たり能力	10 t 以下	20 t 以下	20 t 以上	計
密柑選果所	16	13	9	38
規 模	200㎡以下	500㎡以下	1,000㎡以下	計
密柑集荷所	5	6	1	13
棟当り貯造能力	300 t 以下	500 t 以下	500 t 以上	計
密柑低温貯蔵庫	4	2	3	9
年間処理能力	10,000 t 迄	25,000 t 迄	45,000 t 迄	計
密柑加工施設 (ジュース工場)	1	1	1	3
野菜集荷所	60	製茶施設		21

畜産関係 昭和51年2月現在、流通対策課調査

集乳所	容量別か所数				事業主体別			
	1,000ℓ以下	2,000ℓ以下	2,000ℓ以上	計	農協	酪農協	株式会社	酪農組合
	23	54	10	87	76	4	2	5
食鳥処理加工	1日当たり 1,000羽以下	〃 5,000羽以下	〃 10,000羽以下	〃 10,000羽以上	計			
	5	4	2	4	15			
鶏卵集荷所	時間当処理能力 5,000個以下	〃 10,000個以下	〃 10,000個以上	計				
	2	4	1	7				
タンクローリー車	1台当り処理能力							
	5,000ℓ以下	10,000ℓ以下	10,000ℓ以上	計				
	2	5	1	8				

った。逐次各種の助成事業を中心に、近代的な加工流通を整備し、これに対処した。

(五) 試験研究と普及事業

農業試験場 佐賀農事試験場が、明治三十三年四月佐賀郡神野村に

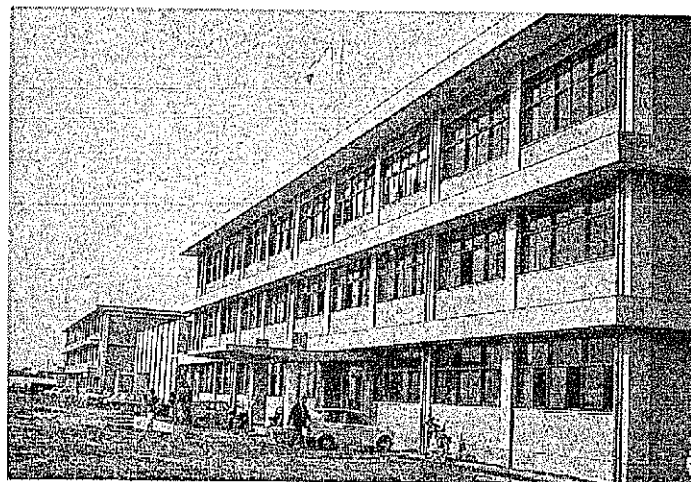
集め、その建設に寄与した。この総合化により、蚕業・茶業・園芸・畑作の旧試験場は分場となり、農業経営研究所は経済研究部となった。新しい農業試験場は、総務部・技術研究部・経済研究部の三部と四分場の機構で発足した。

二十九になると、山間高冷地農業の開発指導のため、必要な試験機

(佐賀市)に創立されてから、昭和二十五年三月をもって五十周年を迎えた。半世紀にわたる期間、県下農民とともに研さんをつづけ、「佐賀段階」として、全国でも有名な興農業の推進力となって幾多の業績を挙げた。しかしながら、農地改革後、経済的にも技術的にも経営の合理化と近代化をはかることが農政の課題となり、農事試験場も農・畜・園芸の試験研究を総合一体化する必要に迫られたが、神野の試験場の環境は周辺が市街化され、拡張の余地もなく畑作研究も不可能なうえ、建築物自体の老朽化もはなはだしかった。

二十五年度になって従来の農事試験場、蚕業試験場(小城町)、茶業試験場(嬉野町)、園芸試験場(小城町)畑作試験地(切木村)、農業経営研究所(佐賀市松原町)を統合して、総合的な農業試験場として再編し、本場は高木瀬旧練兵場に設置することとなり、同年建設に着工し、二十八年十一月に新築移転を完了した。

当時、県財政は窮迫のどん底にあったので、県下八万農家は「稷東運動」を展開して、二千数百万円の浄財を



県農業試験場（昭和43年10月移転新築）

関として神埼郡三瀬村に三瀬原種圃を新設し、高冷地稲作の試験研究に着手した。また、干拓入植の実施に伴い、干拓営農指導と研究のため、国営有明干拓に干拓試験地を設けた。

その後、三十二年には蚕業分場は、試験研究を閉鎖して、蚕業指導所として指導機関に切りかえ、三十七年にはみかん面積の増大、みかん農家の技術指導等拡充のため

果樹試験場（小城市）が分離独立した。

さらに四十年佐賀平坦の典型的な稲作地帯に新たな試験研究の環境として、佐賀郡川副町南里に本場移転の構想がまとまり、準備にとりかかり総事業費八億八、九八二万円で四十三年十月移転完了して、現在に至っている。

主要な研究 県農業技術の研究過程で特記すべきことは、戦前の「佐賀段階」と言われた稲作技術の開発と、戦後の稲作の停滞から脱却した「新佐賀段階米づくり運動」の技術確立である。

本県における稲作は、昭和十年代初頭には、「佐賀段階」といわれる

佐賀県における水稻収量の変遷

年次	収量 (kg) (10a当たり)	全国順位	全国平均収量 (kg) (10a当たり)	年次	収量 (kg) (10a当たり)	全国順位	全国平均収量 (kg) (10a当たり)
昭2	344	5	301	昭26	302	25	309
3	316	11	291	27	354	13	337
4	353	3	289	28	360	1	280
5	353	13	318	29	342	3	303
				30	404	22	396
6	313	7	262	31	339	29	348
7	345	6	286	32	345	28	364
8	420	4	345	33	435	4	379
9	386	1	253	34	411	15	391
10	363	3	276	35	433	8	401
11	394	2	323	36	386	17	387
12	405	1	321	37	450	6	407
13	417	1	316	38	473	3	400
14	351	23	333	39	464	5	395
15	317	21	301	40	512	1	390
16	347	4	269	41	542	1	400
17	363	11	329	42	540	4	453
18	364	5	312	43	498	8	449
19	316	18	304	44	518	2	435
20	221	20	208	45	461	12	442
21	375	6	335	46	487	5	411
22	390	1	311	47	546	2	456
23	365	10	342	48	535	5	470
24	306	34	322	49	527	4	455
25	406	1	327	50	530	5	481

注：昭和41年統計解説資料第3号による（佐賀統計協会発行）
昭和41年度以降は農林省発表による。

ほど画期的進歩をとげていたが、戦後は長い間反収も全国十位に入るともまれて、東北、および長野の諸県に押されて低迷し、この時期、「佐賀農業の停滞性」が論議された。
この停滞性からの脱出のため、試験研究が各方面の分野にわたって、つみ重ねられていった。まず育種の研究では、昭和十三年から奨励品種決定試験が行われ、二十九年主要農産物種子法の施行により原種決定試験に改められ、次いで三十七年からは奨励品種決定調査事業に改称され

た。

当時は、施肥量を増加して増収を期待する傾向がますます強くなり、短稈多けつ（背たけが低くかぶ数が多い）で、耐肥性の強い品種の育成が待望された。

三十三年農林省九州農業試験場で育成中の短稈穂数型系統の配布をうけ、その選抜試験に協力した結果、三十六年、新品種「ホウヨク」の育成に成功し、直ちに県の奨励品種として採用し、県内の普及につとめた。

続いて三十七年「コクマサリ」、四十年「シラヌイ」が育成された。いずれも「ホウヨク」と同種短稈穂数型の中生種で、耐肥性が強く多収であった。三十九年から「新佐賀段階米づくり運動」には入ったが、この三品種はこの運動の基幹品種として大いに活用され、四十一年以降三品種の作付面積は、県下全水田面積の七〇％に達した。

しかし、四十三年頃から米の生産過剰が問題となり、翌四十四年にはその傾向が一層明確化し、自主流通米制度の発足もあって、良質米でなければ消費者の需要に応じ難く、これら三品種より良質な「レイホウ」・「トヨタマ」を急拠、認定品種として採用、県産米の品種の改善をはかった。

栽培に関する試験研究としては、二十八年前までは戦前の試験研究の統一的性格のものが多かった。二十八年からは西南暖地の地力増強と水田の高度利用あるいは災害回避という見地から、早晩期栽培に関する研究を行い、三十四年から多収穂総合試験を開始し、多収手段としての直播栽培試験を実施した。

稲作の機械化を目標とした直播栽培は、終戦後から三十年代にかけて

検討されたものの、適当な除草剤がなく成果があらなかったが、その後、新除草剤が開発され、機械化も本格化して来たので、再度本試験を実施し、それらの結果を普及に移した。

その結果、三十六年に一〇haにも満たなかった直播栽培は、四十四年には二、六九〇haに達した。乾田直播は、発芽・出芽・雑草防除に問題があり、その普及は白石、鹿島地区に限られた。このため、播種期に制約の少ない湛水直播栽培に関する試験を四十三年から開始し、その成果によって指導指針を作成した。

田植の省力化のため、田植機械の開発に応じて、四十一年から稚苗移植栽培試験を実施した。土壌肥料試験でも研究の主軸を水稻の多収技術確立におき、水稻秋落対策の研究では、土壌的要因と養分吸収面の解明を行い、有機物（稲わら）施用に関する研究では、省力かつ効果の高い「合理的な生糞（わら）施用法」を確立し、水田の地力増強に大きな寄与をした。

水稻多収施肥法の研究では短稈穂数型品種に対する「後期追肥重点施肥法」を完成し、わが国の代表的施肥の方法の一つとして、県内のみならず広く西南暖地各県の水稻多収に貢献した。

四十二年からは筑後川水系開発の一環としての佐賀平野農業構造改善の諸事業に関連して、適正な水管理方式と大区画水田の省力機械化による水稻良質多収栽培技術体系確立のため、一〇か年計画で「水田利用近代化試験事業」を現在実施中である。

地力保全の研究では、昭和二十二年から低位生産地調査を実施し、県内水田の秋落面積を五、六八〇ha、酸性土壌は水田畑併せて一万三、三一〇haと推定し、その結果、具体的土壌改良対策として耕土培養事業が

開始された。

果樹試験場 昭和二十三年四月、小城郡小城町に園芸試験場が設置され、二十五年四月、県農業試験場の発足とともに柑橘分場と改称、ついで三十六年十月果樹分場、さらに三十七年四月、果樹試験場として独立した。

主な試験研究としては、二十年代では温州みかんの系統選抜・温州みかんの台木に関する研究等を行い、三十年代では温州みかんの含核の研究・温州みかんの生態調査等、四十年代以降では温州みかんの品質向上、水田作に関する試験研究を実施中である。

茶業試験場 昭和四年県産業協会により、茶業研究所として嬉野町に創設され、十八年県農業会経営による茶業指導所と改められた。

二十二年四月県に移管され、県茶業試験場として発足し、本県特有の釜炒茶の製法・栽培の試験研究に従事した。二十五年には農業試験場茶業分場となった。旧来の敷地が嬉野町有地であり、施設機械器具の老朽化に伴い、四十四年新築移転することとなり、土地買収に着手し、五十年に至り総事業費三億二、二六万円をかけ同町大字下野に移転完了した。

蚕業試験場 昭和七年、県蚕業試験場として小城郡小城町に設置された。二十五年には農業試験場蚕業分場となったが、三十二年蚕業指導所の設置により廃止された。

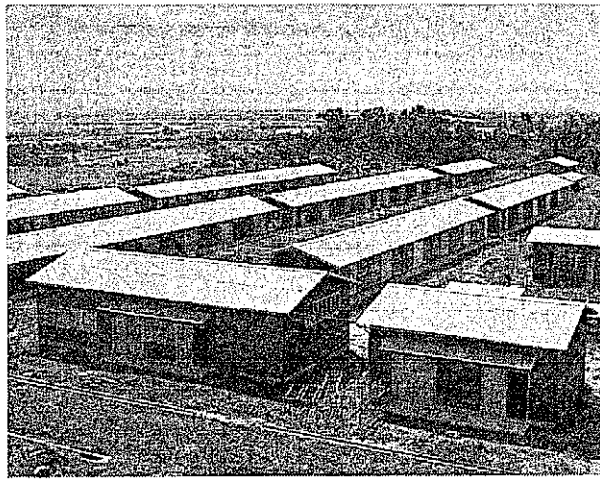
畜産試験場 昭和九年、西松浦郡大川内村（旧鍋島藩牧場跡、伊万里市）に種畜場として設置されたが、二十五年旧農事試験場伊万里試験地跡（米麦用）に移転した。

三十二年には馬・和牛・緬羊・山羊の優良系統の育成配布と種付を行って来た唐津分場を廃止した。

三十八年業務内容の改革により種畜場を廃止し、県畜産試験場と名称も変更し、県下の家畜人工授精センターとしての特色をもち、家畜の改良増殖につとめた。

四十九年には試験研究の整備拡充のため、杵島郡山内町の九州酪農講習所用地内に新築移転が決定し、五か年計画で着工され、総事業費一〇億八、七〇〇万円で、五十三年度中に完成の予定である。

主な試験研究としては、戦後の県畜産の課題が水田酪農の振興であり、このため乳牛を中心とする飼料作物導入試験、飼料の年間平衡給与試験、肉牛の肥育試験また、豚の一代雑種試験等を実施した。四十年代には畜産公害問題が発生するにおよび、家畜排せつ物処理利用試験として破砕モミガラ敷料による家畜糞尿処理技術を究明した。



昭和38年に完成した県養鶏試験場

四十七年からは畑作專業農家の技術確立のため、県畑地営農指導所（唐津市）と共同で五か年事業として「畑作酪農経営技術組立実証試験」を継続実施中である。

また、果樹農業の進展に伴って温州みかんの果汁加工工場から多量に生産されるジュース粕の家畜飼料への応用試験も試みられた。

養鶏試験場 県種鶏場として、昭和十一月五月現在の多久市北多久町に設置され、優良種鶏の改良と県内自給を目を目標に初生雛の配布に努力してきた。

三十八年に、県養鶏試験場として杵島郡江北町と小城郡牛津町の両町にわたる現在地に、事業費七、四一〇万円をかけた新築移転した。

最近の主な試験研究としては、県下養鶏農家の大型化に伴い、外国鶏の性能調査、飼料試験、鶏糞の処理技術試験、肉用鶏の産肉能力、経済能力試験等がある。

九州酪農講習所 九州の酪農振興をはかるため、昭和二十二年四月、九州酪農団体連合会が設立され、酪農青年の養成機関として東松浦郡浜崎町（浜玉町）に九州高等酪農塾が設立されたが、創立二か年にして閉鎖された。

このため、西南暖地の酪農振興におよぼす影響が多なることを痛感して、本県が中心となり九州各県に呼びかけ、地元関係者や農林省を始め、中央畜産会・全国酪農協会・日本乳製品協会等各種団体の賛同を得たので、二十四年三月、県議会の決議を得て、杵島郡中通村（山内町）の県立修練農場の跡地に設立された。

九州・中国・四国の各県から有能な青年が入所し、特別講師として、九州大学を始め各大学からの専門学者を招き、酪農全般の知識と実地技術を修得させ、現在まで長期・短期合わせて一、〇〇〇人以上の卒業生を社会に送り出した。

なお五十二年に県畜産試験場の新築移転と相まって同試験場に統合されることとなっている。

普及事業発足 昭和二十年、わが国は手痛い敗戦の中から再建に立ちまでの背景 上がり、国はそれまでの農商務省から、商工関係を分離し、農林省を設置させ、農政の根本的な問題の一つとして農業技術指導体制に検討を加えた。

二十年十二月、国は「農業技術浸透方策要綱」を策定して、二十一年一月、県にこれが通達された。

その概要は次のとおりである。

- 一 農業技術指導農場による農業技術の普及
- 二 食糧増産実践班の組織と、食糧生産における技術の共同実践
- 三 普及宣伝事業の刷新

この基本方針により、二十年から三か年計画で四〜五町村に一か所の割り合いで指導農場の設置が進められ、職員的身分は農業会職員とし、指導は県農事試験場が中心となり運営された。このように県と農業会の共同事業として発足し、三か年に二四か所の指導農場が設置されたが、当時の混乱もあってその運営が軌道にのらないまま、二十三年四月廃止された。

しかし、時局柄、食糧増産は一日たりといえどもゆるがせにできないので、臨時措置として、農業会職員の身分を県に移し、二十三年九月、二四地区の駐在所に、「食糧増産技術員」として九三人を任命し、農業技術の指導にあたらせた。

これは、後日、「農業改良普及事業」が発足されるまでのつなぎであった。

普及事業の発足 このような背景の中で、国と都道府県の協同事業である農業改良普及事業は、二十三年七月十五日に農業改良助長法として

国会で可決、同八月一日施行となった。

この法律は、

「能率的な農法の発達、農業生産の増大および農民生活の改善のため、農民が農業に関する諸問題につき、有益かつ実用的な知識を得、

これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする」

といているように、農地改革、農業団体の改組等戦後における農村の民主化のためにとられた一連の施策の上に立って、農業者が真に意義ある経営、農家生活が営まれるよう援助する等の目的をもって発足したものである。

したがって、従来の農業指導にはみられなかった三つの特色をもっている。

一 指導の重点を物から人に指向したことである。それまでは、上から一方的意向によって農家を食糧生産にかりたてていたが、この事業では自主的に農業を営み得る農民の育成という立場をとっており、指導者は側面からそれを助長していくことにしている

二 農家の生活改善をとりあげたことである

三 農村青少年の育成をとりあげたことである

農林省に農業改良局が設けられたのは、二十三年八月であり、技術研究部・経済研究部・普及部の三部が設置され、普及部には、普及課・展示課・生活改善課がおかれ、各県に対し、普及事業設置について指導がなされた。

本県においては、二十三年九月、農林部農業協同組合課に農業改良普及係（同年十月には企画係と改称）を設置し、普及事業をスタートさせた。翌二十四年四月に、県農業改良普及員駐在要綱を定め、これにもと

づき二四地区に九九人の農業改良普及員の発令がなされ、また同年九月、県に生活改善普及員をおき、翌二十五年三月には地区生活改良普及員として各郡に一人をおいた。

なお、同年六月には、農林部農業改良課として独立し、係職員のほか専門技術員が配置された。普及事務所地区所長制がおかれ、市町村担当制を中心とした小地区普及活動による実質上の、普及事業の第一歩が踏み出された。

普及指導体制 昭和二十五年に、農業改良課として、県農村行政の中で位置づけがなされてから、五年を経過した三十年十二月、農林部の機構改革によって、農業改良課と農産課の合併による新しい農業改良課が誕生した。またこれに併せて企画係を普及係と改め、普及行政のほか普及活動等について指導強化にあたらせた。

その後、三十年代の中期をむかえ、本県農業も従来の米麦偏重から、畜産・園芸等の併進の意欲が旺盛となる一方、生産組織等集団営農への取り組みが各地に見うけられた。これに対応した技術指導体制の強化をはかるため、三十六年十月専門技術員室が設置され、組織的に専門の技術活動が展開されるに至った。また三十八年には普及活動の効率化を促進するため、普及指導活動専門技術員が配置された。

その後、一〇年を経過した、四十五年五月実施された農林部機構改革により、農産課が独立し、これに併せて、構造改善政策に対応した普及活動の強化をはかるため、構造改善室と合併して、新たに営農指導課が設置された。

普及所発足当時の普及事務所庁舎の大半は市町村役場、農協等の片すみに「間借りの」寄宿をしていたが、三十九年度、佐賀北部普及所独立

庁舎建設をはじめとして、白石・上場・小城地区の独立庁舎が建設され、その他の普及所は県の総合庁舎に、また普及施設、器材等においても土壌診断室、生活実習室等も整備され、近代的普及活動が展開されてきた。

二十四年「みどりの自転車」にはじまる普及活動の機動力は、二十年代は自転車、三十年代はオートバイ・スクーター、四十年代以降は自動車と高められ、今日では普及員四人に一台の割合で自動車配置されている。

地区普及 普及活動の組織体制の三〇年間をふり返って見ると、市町活動体制 村駐在または担当制を中心として、小地区普及活動から、市町村担当を加えて、特技分担制による中地区普及活動となり、次に、特技活動を中心に市町村連絡担当制による大地区普及活動、ひきつづき市町村担当と特別担当の機能を分離した広域普及活動体制となった。

本県における小地区活動は、発足以来、三十二年までの八か年であり、その間地元等の都合によりわずかな異動はあったものの、おおむね、二五地区内外で、普及事務所として設置されていたが、事務所としての機能よりも、むしろ普及員相互の連絡的役割をはたしていた。

中地区体制は、三十二年から三十八年までの六か年間で、一九地区の普及事務所が設置され、事務としての機能が整備される一方、特技分担による地区全体を対象とした組織活動の展開がはじまった。

大地区体制は、農業の近代化により、農家の経営も専門化され、高度の技術指導が要請されてきた三十年代末から四十年代前期の数年間であり、特技が完全に専門化された活動となった。また、農業構造改善事業等、地域開発計画が県下各地に推進された時代でもあったので、これに

対応した普及所の組織活動の強化を図るため所長補佐制があらたに設置された。三十九年度から地区技術者連絡会議が設置され、市町村・農協等との連携が強化された。

四十四年にはじまる広域普及体制は、全国的には地域改良普及員と専門改良普及員に機能分化された県が大半であった。本県においては交通至便等の事情もあり「専門改良普及員即地域改良普及員」的活動として、従前の大地区活動の手をおしを中心とした活動体制として、今日まで推進されている。

農業改良 普及事業発足から、二十年代の普及活動は、終戦直後につながるため農家の生産意欲も高かった。特に尿素等新肥料、新農薬であるDDT・BHC、除草剤として二・四-Dの出現は、普及員の技術指導に対する農家の期待も大きかったので、連日にわたって巡回指導、地区懇談会、展示圃の設置など「みどりの自転車」による普及活動に忙殺された時代であった。

しかし、発足から一〇年経過した、三十年代初期になると、食糧需給もやや安定化し、また国民経済も飛躍的な発展のきざしが見うけられ、農業生産においても米麦重点から、畜産・園芸を取り入れた適地適産の振興が推進され、これらに対応した技術指導の強化がなされてきた。

また、これら農業の近代化につながる資金需要の拡大の要請にこたえて、三十年に自作農維持創設資金法、また、三十三年には農業改良資金助成法が成立をみるにいたり、普及活動も新技術の普及に併せて、資金計画・生産組織の育成など経営面での指導が強化され、その活動も多面化されてきた。



農業改良普及員の現地指導（レタス栽培）

特に、本県においては、

三十九年にはじまる「新佐賀段階米づくり運動」の展開により、地域ぐるみの米づくりが強力に推進され、四十年～四十一年と二か年連続して米づくり日本一、また、みかん生産においても九州一の輝かしい実績が確立され普及活動の充実期ともいえる時代でもあった。

しかし、四十四年にはじまる米需給のバランスの崩壊は、四十六年より五か年にわたる米生産調整というきびしい農業情勢の中で、転作物定着への指導を中心に普及活動を展開してきた。

その結果、従前は考えられてもみなかった、水田ぶどう、いちご、メロン等施設園芸が平坦水田地域に、また、レタス等の高冷地やさいの集団産地が山間部に育成されてきた。

さらに、五十年代をむかえ、農業給生産の拡大をはかるため「土地利用の高度化による複合経営の確立」を当面の目標とし、普及活動の展開をつづけている。

生活改善 生活改善普及事業は、都市と農山漁村との生活水準・生活

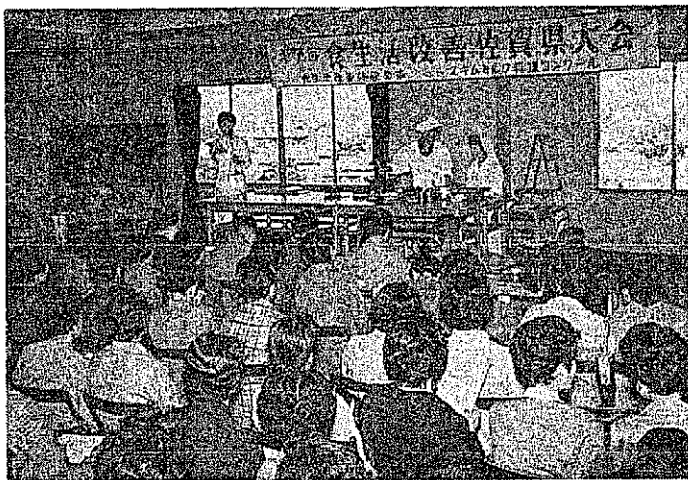
普及活動 環境の格差の解消を一つの目的とし、生活技術の導入によって、しかも、教育的方法によって農山漁家の変革をもたらしていくものである。発足当初は、各郡に一人の生活改良普及員を配置し、婦人会・青年団等の呼びかけて、その必要性を啓もうするとともに、生活改良普及員各自が創意工夫して普及活動を展開していった。

昭和二十三年～三十五年には、かまどの改善による生活合理化を中心に、保存食の普及等、とくに台所改善モデル部落を神埼町駅ヶ里に指定し、普及の拠点とした。

二十七年～二十八年頃より各地に生活改善グループが生まれ、三十年第一回の生活改善実績発表大会を開催し、グループを拠点とした生活改善を展開していった。

三十六～四十五年には、県に農山漁家生活改善センターを設置し、モデル住宅においての生活総合実習等、婦人活動の拠点とした。

三十六年、濃密指導地域を設定し、その地域の



食生活改善県大会 昭和35年10月

核として単独濃密指導集団を中心に活動し波及効果をねらった。

四十年、新佐賀段階米づくりと呼応し、共同炊事二二四か所、託児所二四か所を開設した。また、各市町村ごとに住みよい環境づくり巡回相談所の開設や農業者の健康管理等、地域ぐるみで課題解決に取り組んだ。

四十六年以降になると全国で三か所の生活プロジェクト実験集落整備事業を伊万里市大川原に導入し、五十年には県単事業として農村環境整備事業を小城町松本にモデル的に実施し、農村の生活環境整備の波及をねらった。また、県下の生活水準診断調査を実施し、農村の生活水準向上をはかるとともに、一か所に農業者健康モデル地区を指定し、作目毎の健康維持増進に取り組んでいる。

以上のように時代の変化に対応した活動を行ってきたが、今日の農村は健康・疲労・食生活・環境というような条件を無視して農業経営を考へることはできない。そこで、普及活動も農業改良普及員と生活改良普及員が、車の両輪のように両者が相連けいして問題点を見出し、課題を解決する普及活動になりつつある現状である。

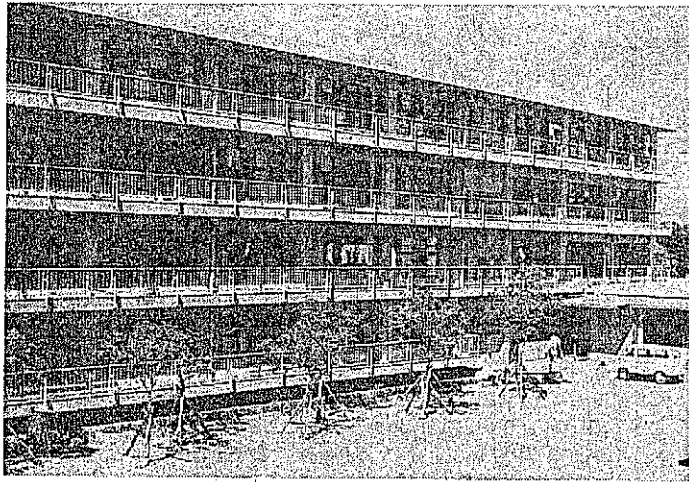
④ 農業後継者の育成

修練農場 農村後継者と開拓農民たるべき青少年に、戦後の新時代に即応した教養と営農上必要な新技術を授けて、健全で実力ある農村中堅人物となすことを目的とし、昭和二十一年、戦時中設けられていた杵島郡中通村（山内町）の食糧増産隊の施設を利用して、修練農場が設立された。二十四年同地に設立された九州酪農講習所の発足までの三か年間、主として高等小学校卒の農家の子弟を一か年課程で研修し、八〇人

の卒業者を送った。

経営伝習農場 昭和二十四年四月、農林省からの通達にもとづいて、修練農場の教育指針より脱皮し、農場運営の民主化と合理的経営主義の確立を目標として、佐賀市神野町にあった県農業試験場の一角に、経営伝習農場を設立した。

これは中学卒を対象に一か年課程で発足した。その後、三十七年に佐賀市高木瀬町へ、四十三年には佐賀郡川副町へそれぞれ県農業試験場の移転に伴って移転した、四十三年までの一九年間にわたり、研修を実施し、六一九人の卒業者を送った。



県農業研修学園（昭和44年4月設置）

農業研修学園 昭和四十四年四月、農業後継者に対する施設教育の一元化と研修内容の充実をはかることによって、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者を養成する機関とするため、経営伝習農場と農業講習所（後記）とを合併して、農業研修学園を設置した。伝習農場は同学園経営部と改称し、従来の中卒一年課程が中卒二年課程となり、一年目は本校で

基礎研修、二年目は各専攻課程に従って、作物（本校）、果樹（果樹試験場）、畜産（酪農講習所）、養鶏（養鶏試験場）、畑作（畑地営農指導所）の各専門場所で研修を実施することとなった。また、四十七年四月には、経営部は専門研修部高等科と改称した。

なお、四十四年から五十年までの卒業生は二一四人であった。

△研修施設終了生の動向▽

修練農場発足以来、研修学園（五十年まで）に至る三〇年間に合計九一三人の卒業生が輩出されたが、これらの卒業生は県下一円に分布し、そのほとんどが農業を自営し、各地の中堅農家として地域農業振興の指導的役割を果たしている。またこれらの卒業生は、同窓組織として農政会を結成し、相互の親ばくと団結、技術の交流向上をはかっている。

農業指導者 明治四十三年県立農事試験場見習生規程が制定され、**農養成機関** 事に関する技術実務者の養成を目的として、佐賀市神野町の農事試験場において、甲種農学校卒を対象とした一か年課程の研修が始まった。大正八年、目的を町村農業技術員養成とした県農業練習生規定が発足、ついで昭和七年の制度改正に基づいて、二か年課程に改正、さらに十三年、名称を農業技術員養成所と変え、入所資格を従来の甲種学校卒のみから、中等学校・青年学校卒業生までに拡大された。

△農業講習所▽

昭和二十四年四月、前年公布制定された農業改良助長法に基づいて、農業技術員養成所は廃止され、新たに農業改良普及員等農業技術員の養成と、農業改良普及員の再教育を行う目的で農業講習所が農事試験場内に発足し、新制高等学校卒業生を対象とした二か年課程の研修を行うこととなった。以後、二十七年、佐賀市高木瀬町へ、また四十三年、佐

賀郡川副町へ農業試験場の移転にともなって移転した。発足時の定員は六〇人であった。

△農業研修学園▽

前項に述べたごとく、昭和四十四年四月県農業研修学園が設立され、農業講習所は、同学園指導研修部と改称され、高卒二年課程の本科と、一年課程の別科（後に専科と改称）を設け、本科一年は本校で全員基礎

農業指導者養成機関卒業生の動向

区分	公務員			農業団体	関連産業	農業自営	死亡 その他	合計
	国	県	市町村					
人員	108	185	85	295	74	507	187	1,441
比率	7%	13	6	21	5	35	13	100

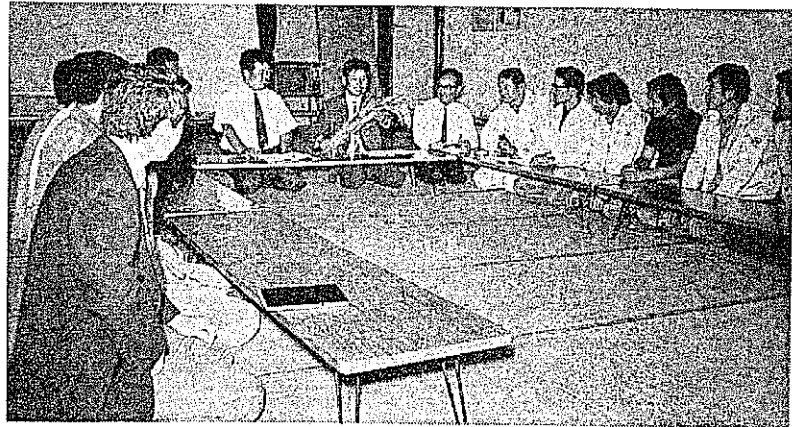
研修を、本科二年と別科とは、各専攻課程に従って、作物（本校）・果樹（果樹試験場）・畜産（酪農講習所）・養鶏（養鶏試験場）・畑作（畑地営農指導所）別にそれぞれの専門場所で研修することとなった。

なお、四十七年四月の条例改正で指導研修部は専門研修部と改称された。

明治四十三年四月の農事試験場見習生制度発足以来、昭和五十一年三月の研修学園最終卒業生までの六五年間に、これらの養成機関の卒業生は、一、四四一人に達している。

以上のように研修機関の卒業生の主体は、県・市町村・農業団体等において、行政や技術指導の中枢的役割をはたしている現況である。

また、本機関の卒業生は、同窓機関として螢雪会を組織して、相互の技術練磨と親ばくをはかっている。



4 Hクラブの研究会（佐賀市兵庫町） 昭和44年10月

成助長が考えられた。当初、アメリカの四Hクラブ活動の実態等を、映画やパンフレットを利用してPRした結果、二十五年頃より各普及事務所ごとに四Hクラブの結成が始まり、二十六年末に県下で六七クラブの誕生をみた。

一方、全国段階では、二十七年三月、東京で第一回農村青少年四Hクラブ実績発表大会が農林省の主催で開催され、クラブ活動の気運醸成に役立った。その後、県では、技術審査、診断、鑑定、演示などを中心と

農業大学 五十年行われた校の設立 「佐賀農業確立のためとるべき方策について」の知事諮問に対する答申に基づいて、将来、佐賀農業を担って立つにふさわしい人材を養成するため、従来の農業研修学園を母体として、その施設を充実整備するとともに、指導陣容を大幅に強化し五十一年四月県農業大学校の設立が決定されている。

農村青少年 終戦後、科学的なものの考え方は、若い時代から養うことが重要であるとの観念から、青少年のクラブ活動の育

した技術交換会を開いたり、クラブ運営、プロゼクト活動の実績発表会を行ったりして、クラブリーダーの意欲向上やクラブ員相互のクラブ意識の開発をはかった結果、二十九年末でクラブ数一二〇、クラブ員二、六〇〇人を越す状況となった。

△県青少年クラブ連絡協議会▽

三十年三月二十二日に設立をみた全国青少年連絡協議会におかれること一年、三十一年十月五日、本県においても県青少年クラブ連絡協議会が発足し、事務局を農農業改良課において、次の目的に沿ってクラブが主体性をもって活動することとなった。

- 一 青少年クラブの連絡協議
 - 二 青少年クラブ活動に関する資料の募集および紹介
 - 三 青少年クラブ相互の研さん
 - 四 関係官庁および友好団体との連携
 - 五 その他この会の目的達成に必要なこと
- 本協議会の発足以後、県下における農村青少年のクラブ活動は、本

普及所別4Hクラブ数およびクラブ員数 (昭和50年現在)

普及所	クラブ数	クラブ員		
		男	女	計
佐賀中部	9	134	7	141
神埼支所	5	72	18	90
佐賀北部	3	47	1	48
三養基	4	42	11	53
小城	8	99	4	103
東松浦	17	412	10	422
上松浦	5	33	3	36
西松浦	8	70	10	80
杵島	7	47	3	50
白石支所	5	215	7	222
藤津	5	82	29	111
計	76	1,253	103	1,356

協議会の議決機関である委員会（委員は県下二一の普及所ごとにおかれて、地区農村青少年クラブ連絡協議会の会長）の議決に基づいて、会長の指示によって自主的活動を実施することとなり現在に至っている。

昭和二十九年で一二〇クラブ・二、六〇〇人のクラブ員数をほこつた本県四日クラブ活動も、その後の高度成長政策の伸展にともなう農村青少年の他産業への転出によって、漸減の方向をたどり、四十三年末の調査では、クラブ員一、六〇〇人と減少したが、五十年現在における普及所別クラブ数は七六、クラブ員数は一、三五六人となっている。

△農村青少年クラブの主な事業V

技術交換大会（県農業青年夏のつどい）は、営農・生活に関する基礎技術をきそいあう競技会で、四日クラブ誕生直後から、地区・県・全国の各段階で実施されている。

県段階では、三十一年唐津市で開催された第一回大会を皮切りに、県内各地の持ち回りで開催された。四十四年から単なる技術競技大会より脱皮し、キャンプ・オリエンテーリング・娯楽等を加えた幅広い活動となり、名称も県農業青年夏のつどいと改め、現在に至っているが、例年約二〇〇人前後の参加をえている。国段階では、三十年東京で開かれた第一回大会以来現在に至るまで、毎年全国持ち回りで開催され、本県からは毎年一人の地区代表が参加している。

実績発表大会（県農業青年冬のつどい）は、クラブ運営、プロジェクト発表、意見発表の三部門にわたって、それぞれ過去一か年の活動実績を発表しあう会合で、地区・県・国の各段階で実施されている。県では、三十年佐賀市において第一回大会を開催、以後毎年、主として佐賀市で

実施されてきたが、四十四年より後述の農村青年会議と合体して、「県農業青年冬のつどい」と改称し、民宿も取り入れて、各地区持ち回りで開催し、例年約六〇〇人の参加をえている。国段階では、二十七年の第一回大会以来、主として東京で開催されていたが、四十四年よりは、農村青年会議に合併され現在におよび、本県から、毎年一二人の地区代表が参加している。

農村教育青年会議（後に農村青年議会と改称）は、農村青年の仲間づくり、意識の開発、生産、経営技術の交換等を目的として、三十六年より、地区・県・国段階で実施されることとなった。県では、三十六年第一回会議を佐賀市で開催し、七十七人の参加をみている。四十四年よりは、前項の実績発表大会と合体し、県農業青年冬のつどいとなり、国も実績発表大会と合体し、農村青年会議として毎年二月から三月にかけて東京で開催されている。

九州地域農村振興親子会議は、農村における問題点を経営主・農家の主婦・後継者の各代表が討議する過程において、改善点とその解決策を見い出そうという発想で、四十三年大分市における第一回会議以来、九州各県の持ち回りで開催することになった。本県では、四十七年佐賀郡大和町で開催している。本県では、毎年一五人の地区代表が参加している。なお、五十一年よりは九州地区農村青年会議と改称されることになっている。

農村青少年リーダー研修は、四日クラブ発足直後より、県・九州地域・国の各段階で実施されており、現在における出席者は、県約六〇人、九州地域七人、全国（中央推進会議）三人となっている。

また、農村青少年農産物展示即売会も行われ、都市生活者と農村青少

年とのふれあいを農産物の即売という手段によってはたし、相互の意識と交流をはかる目的で、五十年より地区・県段階で実施されており、県では毎年、佐賀市で実施している。

このほか、農業青少年に国際的な感覚と幅広い視野を身につけさせ、時代の要請に対処させるため、県は五十年より県内農村青少年の代表一〇人内外を海外視察に派遣している。

(五) 農業委員会および農業団体

農業委員会 昭和二十六年、これまでの農地委員会、農業調整委員会、および農業改良委員会の三委員会を統合して市町村および県に農業委員会をおくことになった。その基本的な考えとしては、農業全般にわたる各種の問題を、農民の創意と自主的協力によって解決するため、民主的農民代表機関を地方自治体の一組織として設置したことである。

農地委員会は、二十年十二月農地調整法の一部改正（第一次農地改革）、つづいて二十一年十一月の改正（第二次農地改革）により、戦後の歴史的な農地改革の実施機関として活動し、二十一年から二十五年にかけて農地改革の大事業を完了した。

農業調整委員会は、二十三年食糧確保臨時措置法により設置され、国民食糧の確保のため、主要農作物の生産および供出割当を行ってきた。

また、農業改良委員会は、二十三年の農業改良助長法の制定に伴い、農業改良普及事業の運営について知事の諮問機関として、県および郡単位に設置されていた。

その後、農地改革も終り、食糧事情も緩和して、農地委員会や農業調整委員会の事務量も減少した。一方、わが国の経済は工業を中心として

復興発展し、農業と他産業との格差が拡大する傾向を示し、農業の生産力の発展と経営合理化のため、農民の努力と行政機関の施策を集中する体制の整備が要請され、このため二十六年三月三十一日農業委員会法が制定され、その主な内容は、次のとおりであった。

一 県および市町村にそれぞれ行政機関である県農業委員会、市町村農業委員会をおく

二 市町村農業委員会は、農地関係事務を所掌するほか、農業および農民に関する一定事項に係る総合開発計画の樹立、実施について建議し、または答申する

三 市町村農業委員会は、選挙委員と選任委員の一五人からなり、選任委員は五人を限度とし、市町村長が学識経験者の中から選任し、委員の任期は二年とする

四 県農業委員会の会長は、知事がこれに充てられる他、委員会の事務、委員の定数は、市町村農業委員会と同じであった。

本県では、二十六年六月農業委員会に関する所管を、農地部・農林部の両部内で調整の結果、農林部に決定し、農業委員会の改編に着手した。

第一回の市町村農業委員会委員の選挙は、二十六年七月三十日に実施され（投票率八九・三％）、一市町村一農業委員会が発足した。県農業委員会は市町村農業委員会委員による間接選挙が同年八月二十一日行われ（投票率九九・七％）、定員一五人の委員が選出された。

△第一次改正▽

農業委員会制度は、発足後間もなく農業団体制度の根本的改正に直面した。すなわち農業協同組合の経営悪化に伴い、二十六年四月農林漁業組合再建整備法の制定による再建整備や、二十八年町村合併促進法によ

る町村合併の進行に伴って、農業団体の再編成が問題とされた。農業委員会も食糧事情の好転、自作農創設事務の終了、二十六年の法制定で新たに加った農業総合開発計画についても、抽象的で実効があらぬ等制度の諸問題に検討が加えられた。

二十九年七月、農業委員会等に関する法律ならびに農業協同組合法の一部改正が行われた。農業委員会等に関する法律の改正では、県の附属機関としての県農業委員会を廃止して、新法人の県農業会議を設立するほか、全国農業会議所を設けることとされた。

市町村農業委員会の公選委員の定数は、条例で定め、選任委員は五人以内を市町村長が選任し、委員の任期を二年から三年に改正された。

また、県農業会議は会議員（個人）で構成することとされた。

二十九年七月第二回の市町村農業委員会委員の選挙が行われ、ついで八月十二日県農業委員会は解散し、八月十六日県農業会議が発足した。

県農業会議は市町村農業委員会の委員および農業協同組合の理事のうちから互選された者、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会、農業協同組合連合会、その他の農業団体の代表者、および学識経験者等をもって構成され、その業務は従来の県農業委員会の所掌事務のほか農政活動が出来るようになった。

△第二次改正▽

第一次改正により農業団体再編成は一段落したが、三十年四月、河野農林大臣が全国農業会議に対して行った、「現下の町村合併の進行にかんがみ、農政浸透上とるべき方策如何」の諮問に端を発し、再編問題が再燃した。この諮問に対し農協側委員と農業委員会委員の意見が強く対立し、答申についても両者の意見を並記して問題の解決を政府に委ねる

こととなった。その結果、三十二年四月農業委員会等に関する法律の一部改正が行われた。主な改正は、次のとおりであった。

- 一 農業委員会は、原則として合併後の市町村の地域にあわせて設置することとし、必要な統合をすすめる規定を整備した
- 二 従来の選挙委員の定数一〇人ないし一五人を、一〇人ないし四〇人に拡大し、選挙区を設けることとした

- 三 部会制度を設け、農地部会は必ず設置することとし、他の部会は任意とした。所掌事務の範囲を拡大するとともに、行政機関に対する建議および諮問について答申を行うことができるようにした
- 四 県農業会議との連絡協力を増す趣旨から、各市町村ごとに農業委員会で指名する委員の一人を県農業会議の会議員とした

本県では、三十二年七月、第三回の市町村農業委員会委員選挙（投票率八一・二%）が行われ、ついで県農業会議は同年八月会則の改正を行い、農地部会・農政部会を設置した。委員会、部会は現在上表のと

佐賀県農業会議の構成

会 議 員	委 員 会	農 地 部 会	農 政 部 会
法律第41条第2項 1号(市町村委員)	49人	11人	14人
2号(農協中央会)	1	—	1
3号(県共済連)	1	—	1
4号(県農協連)	6	—	6
5号(県土改連)	3	—	3
6号(学識経験者)	3	3	3
計	63人	14人	28人

おり構成されている。その後、市町村農業委員会委員の任期満了に伴う統一選挙は、公職選挙法の準用をうけ三年毎に実施され、三十五年七月以降五十年七月までに六回行われてきた。

県内市町村農業委員会の選挙委員の総定数は六五四人、選任委員は市町村農業協同組合からの推せん理事六八人、農業共済組合の推せん理事四五人、学識経験者一五二人、計二六五人となっている。

△農業委員会等の活動▽

市町村農業委員会および県農業会議は、農地法により、その区域内の農地・採草放牧地等の利用関係の調整、自作農の創設維持に関する事項、土地改良法にもとづく農地等の交換分合等処理するほか、その地区の農業に関する各種事務、農政活動を行った。

その主なものとしては、三十三年十二月全国農業委員代表者大会で農業基本法制定促進を決議して、農業委員会系統組織による農業基本法制定促進運動が大々的に展開され、全国農業会議所では調査会を設けて、三十五年九月「農業基本法案」を作成発表した。

三十四年には、農業委員会で農家台帳整備に着手し、当初二三市町村、翌三十五年残りの二八市町村（佐賀市、伊万里市は二か年継続）の農家台帳を作成した。

三十六年には農業就業構造改善対策事業を全市町村農業委員会で着手し、労働力不足に対処して、県・市町村に農業労働力調整協議会を設置した。

基本法農政の一環として第一次農業構造事業が実施され、県農業会議は三十七年から農業構造改善事業促進対策普及浸透事業に着手し、その推進をはかるため構造改善事業推進連絡会を設置した。

また、農年金の創設については、農業委員会系統組織では早くから必要性を主張して、農政活動の一つの目標として活動してきたが、四十二年四月「農業者年金制度確立対策要領」を全国農業会議所で決定した。そこで、中央・地方に農業者年金対策協議会を設置して、署名・請願書等の文書活動、資金カンパ運動を活発に行うこととなった。このため全国大会も三度（四十三、四十四、四十五年）にわたって開催し、農業者の意思を結集し、早期実現の要求を政府、国会に行うとともに、一方では年金の内容を研究して組織としての代案を用意するなど地道な活動が続けた。その結果、四十四年三月「農業者年金基本法案」が国会に提出され、五月可決成立した。

四十六年十二月には、県下市町村農業委員会会長による県農業委員会連絡協議会が発足し、県下農業委員会の所掌事務の管理執行について連絡調整を行うこととした。

四十七年十二月、みかん価格の暴落に際し、県農業会議はみかん価格対策として、輸入関税の発動や各種助成事業の拡大等を決議要望した。

四十八年には農政部会で余り米対策、さらに四十九年三月には家畜飼料の暴騰に対処するため、県農業会議畜産危機回避対策、畜産経営安定化対策等全六項目について要望する等、農政活動を展開してきた。

農業会の解散と農 終戦後、連合国総司令部は、二十年十二月九日、業協同組合の発足 農民解放令として有名な「農地改革に関する覚書」を発表し、これに基づき政府は二十一年三月十五日までに農地改革計画の提出を命ぜられた。

なお、同計画中に「非農民的勢力の支配を脱し、日本農民の経済的文化的向上に資する農業協同組合を助長し奨励する計画」を包含すること

を指示された。

このため、政府は農地改革の目標とする自作農主義の補完的担い手としての農業協同組合の設立をはかり、二十二年十一月十九日、農業協同組合法及び農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理に関する法律を公布し、十二月十五日から施行した。

なお、連合国総司令部天然資源局の覚書には、この法律公布の二十二年十二月十五日から八か月以内、すなわち二十三年八月十四日までに農業を解散する旨規定するよう要求されていた。

従来、農業会は昭和十八年三月農業団体の制定により、あらゆる農業団体を統合して農業会とし、市町村長は農業会の会長を兼務できることとなり、県農業会長は主務大臣により任命された。

本県においても、十八年十二月三十日県農業会の設立総会を開き、翌十九年三月中に二市二〇町村に市町村農業会の設立が終った。これにより、行政機関の長たる市町村長、指導ないし統制機関の農会の長、経済団体の産業組合長の三者が一体化され、全農家を構成員とする強大な組織力をもって農村に君臨し、戦争中強力な統制経済の基盤となって活躍した。

しかし、この指令に基づき戦時統制団体の農業会は解体し、農民の自主的組織としての農業協同組合が誕生することとなった。

これよりさき終戦直後の二十年九月、勅令によって戦時農業団は解散し、全国農業会令が公布施行され、つづいて十二月農業団体の改正が行われた。当時の支配的な見解としては、新しい農業協同組合は、旧農業会を母体とし、これを民主的に改組すれば足りると考えられていた。

△農業協同組合の設立▽

二十二年十二月六日、農業協同組合関係の法律施行に関する農林事務次官通達により、各都道府県に農業協同組合課をおき、次の事務を行うよう指示された。

- 一 農業団体の解散
 - 二 農業協同組合の育成指導
 - 三 農業団体および農業協同組合の監査
 - 四 農村工業、農業金融その他組合事業の指導等の事務を行う
- 同年十二月二十七日、本県においては知事名により各地方事務所長および各種農業団体長に対し、農業協同組合設立指導について、次のような指示を行った。

「農業協同組合法の趣旨普及については種々御協力を煩して居りますが、此のことについて農林省においても各農家に普及徹底させるため農業協同組合のイロハを各農家に配布することになっている。

右印刷物は近く地方事務所を通じて配布される予定であるので、これが各農家に配布され、農民自身が法に対する理解が充分徹底するまで、農業会の解散準備総会や農業協同組合設立の具体的準備をしないよう指導されたく御依頼する。追って設立準備会は農業会の解散準備総会後開催するよう指導されたく申添る」

県はこれより前、二十一年十一月十八日農地改革と開拓事業を推進するため農地部を設置したが、さらに二十三年一月一日農林部を設置し、同年二月二十四日農林部内に農業協同組合課をおき、二月二十六日農協相談所を開設し、各市町村における農業協同組合設立の推進・指導にあたった。

このような動きをうけて、二十三年三月二十二日、厳木村（厳木町）、

県内の昭和24年度末組合一覧
昭和24年度末現在

組合別	内容	出資	非出資	計
県連合会		6	—	6
郡合農協		11	—	11
総合農協		133	—	133
開拓果畜養酪		5	69	74
開拓農村工業		13	7	20
農村工業		4	4	8
養蚕		1	—	1
酪農		3	—	3
開拓農村工業		2	2	4
農村工業		—	1	1
養蚕		—	2	2
部落・生産		1	59	60
その他		2	1	3
計		181 (164)	145 (145)	326 (309)

注：農業協同組合要覧(27年度)による。計の()内は県・郡連合会を除いたもの

東川副村(諸富町)、嬉野町、玉島村(浜玉町)の四農業協同組合が初認可された。ひきつづき二十四年三月末までには県下一三三の総合農協が設立された。

また、この他に開拓農協七四、果実農協二〇、畜産農協八、養鶏農協一、酪農農協三、開拓農村工業農協四、農村工業農協一、養鶏農協二などの特殊農協も設立された。

一方、県農業協同組合連合会は、二十三年八月四日指導連、信用連、販売連、購買連、園芸販売連、畜産販売連、養蚕販売連の七連合会が設立され、同時に県農業会は解体し、その資産はそれぞれの連合会にひきつがれた。また十月には県開拓連も設立された。二十四年九月園芸販売連・養蚕販売連は販売連に吸収合併、畜産販売連は解散し、二十五年県果実農協連(のち、園芸連に改組)が発足し、その結果、県連合会は六団体となった。

農業協同組合 農協設立後間もない、二十三年十二月二十八日、連合の再建整備 国総司令部は、「経済安定九原則」の実施を指令した。

九原則は単一為替レート(一ドル＝三六〇円)を設定し、予算の均衡、税の強化、輸出増加、生産増強、食糧集荷の効率化等をはかり、インフレを抑制し、日本経済を安定することを目的とした。

このため、農業は深刻な影響を受けた。まず、二十三年産米の二十四年に入ってからの超過供出(本県の場合、七、〇〇〇石追加供出割当)、二十四年産米政府買入価格の低い決定、超過供出米の価格引下げが行われ、輸入食糧の増大は食糧事情を緩和し、農産物の自由価格が下落した。

また、超均衡予算は農林関係補助金の削減、公共事業の停滞となり、反面、農家に対する所得税は前年度より増加した。二十四年度の農家経済は赤字となり、農協系統金融機関の預金も低下し、農協経営は悪化した。

二十四年三月末までに農協・同連合会は設立を完了したが、幾多の問題を内蔵していた。

主な問題は、次のとおりであった。

- 一 組合の分立傾向による規模・自己資本の過小
- 二 経営管理知識の不足と未熟な新役員陣
- 三 戦時中の空白による組合意識の低下
- 四 農業会の不良資産の引継ぎとインフレ下の経営混乱

このような内外の要因が相まって、農協経営は、経済情勢の激変にあつて、大きな打撃をうけた。

まず購買事業では、各種配給物資の統制解除と一般的価格の低下で、インフレ期に仕入れた資材が固定在庫化した。販売事業では、販売品の統制解除と不況のため、販売債権の固定化、また固定資産・在庫品・売掛金等が増大して、資金面での固定がはなはだしくなった。

これらは貯金の内部流用で賄われていたため、農協の信用事業は大き

昭和24年度単位総合農業協同組合の決算状況

区 分	全 国		佐 賀	
	実 数	%	実 数	%
剰余も欠損も出さなかった組合数	419	3.7	3	2.2
剰余金を出した組合数	6,025	53.0	36	27.0
欠損金を出した組合数	4,973	43.3	94	70.7
合 計	11,381	100.0	133	100.0

資料：農林省農業協同組合部「第2次農業協同組合」

な圧迫をうけた。

また、農家経済の悪化や地方公共団体への貸出増加で、回収難と貯金減少も加わり、農協は重大な危機に直面した。

農林省農業協同組合部編「第二次農業協同組合表」により、二十四年度単位総合農業協同組合の決算状況をみると、全国では欠損金を出した組合数は全組合の四三%を占め、本県の場合はこれをはるかに上回る七〇%であった。

また、一組合当たりの欠損金も、全国平均に比較し、佐賀県の場合二倍強となっていた。

二十五年には全国的に農協の貯金払戻停止組合が発生し、その数は年度内で全組合数の平均五・六%に達した。

県内でも二十五年四月には貯金の払戻しの制限をする農協が十余農協に達し、十二月には五農協が貯金払戻の停止をするに至った。同年九月、県は端境期の農協金融救済のため歳計余裕金一、〇〇〇万円を預託した。

このような事態に対処して、二十五年十一月十六日、農業協同組合財務処理基準令が公布され、組合財務の安定基準が設定されるとともに、農協運営への行政の監督権が強化された。

さらに不振組合への国の財政等の援助措置として、二十六年四月、農

林漁業組合再建整備法が制定された。

これによれば、農協経営を再建しようとする組合は、再建整備計画を立て、五か年以内に固定化債権、在庫品の流動化をすすめて、増資によって欠損金および固定資産の合計額をこえる自己資本を充実しなければならなかった。

本県では、総合農協一三三組合中、三五組合と県経済連・県開拓連の二連合会が再建整備法の適用組合となった。

再建整備の指定日の二十六年三月三十一日と最終年度の三十二年度末の農協の財務内容は、固定化債権六%、固定化在庫三%といずれも減少し流動化が進んだ。

なお、再建整備組合に対しては次の助成措置が行われた。

- 一 増資奨励金
- 自己資本の充実をはかるため、払込済出資金や出資予約金の増加したものに對し、奨励金を二十六年から三十年度の五か年間、実績に応じて交付した。
- 三五組合への交付額は、

再建整備不達成の項目別内容 単位：千円

区 分	組合数	金 額	一組合平均	備考(指定日現在の一組合平均)
自己資本不足の解消していないもの	10	59,124	5,915	3,370
固定化資金の流動化していないもの	14	5,356	380	3,010
信用事業よりの内部流用過大なもの	15	87,155	5,800	—
新固定化債権中担保のないもの保有	17	34,746	2,400	—
欠 損 金 の 保 有	15	78,884	5,250	2,030

注：1. 備考欄の指定日現在の一組合平均は、再建整備対象組合全体の平均
2. 欠損金の解消は再建整備の目標ではないが、参考までに掲げた

資料：1. 県農政課

一、四五〇万八、〇〇〇円で、一組合平均四一万五、〇〇〇円であった。

二 固定化利子補給金

固定化債権や固定化在庫品の流動化をはかり、かつ、その金利の重圧を排除するため、該当金額に対する利子相当額を三か年間、その回収や換金実績に応じて交付し、三五組合への交付額は五七三万円で、一組合平均一六万四、〇〇〇円であった。

以上のような助成措置にもかかわらず、結果として再建整備はその目標達成ができず、財務内容の好転に過ぎなかったものもあり、三五組合中目標達成組合は一六、未達成組合一九であった。

県農業協同組合連 県購買農業協同組合連合会は、二十三年度現在県合会の再建整備 農業会からの引継ぎによる繰越在庫約一億一、〇〇〇万円をかかえて、処分は困難をきわめた。

二十四年度末には在庫品七、六七〇万円、未整理購買品四、一三三万円の計一億一、八〇〇万円で、県信連からの借入金も一億四、〇〇〇万円となり、いづれも前年度より増加し、欠損金は七、一五〇万円にのぼった。

また、二十四年八月、園芸販売連・養蚕販売連を吸収合併した県販売連も設立二年目で早くも赤字を出し、経営に行きづまりをきたし、県下農協の問題となった。

二十五年二月、県下農協長大会は、県販売連・県購買連の合併を決議し、新しく農協連整備統合委員会を設置し、農協連再建方策を定めた。同年九月県販売連・県購買連の合併認可申請書を農林大臣宛に提出し、翌二十六年一月二十日農林大臣の認可を受け、県購買連は合併によ

り解散、県販売連は県購買連を合併し、県経済連として新たに発足した。県経済連は、県購買連・県販売連統合により合理化をはかったが、前述の赤字をかかえ、自力による再建の見通しは困難であった。このため、再建整備法の適用を受けるため、九月の臨時総会において再建整備計画の決定可決を行い、同年十月再建整備計画書を農林大臣に提出した。

再建整備計画の基本方針は、次のとおりであった。

- 一 自己資本の充実
- 二 固定化債権の整理
- 三 不稼働資産の整理
- 四 内部機構の刷新整備
- 五 事業費支出の縮減と統制
- 六 借入金の条件緩和による利子負担の軽減
- 七 県預託金の導入による事業資金の確保と利子負担の軽減
- 八 組織力の強化と系統利用の促進
- 九 事業資金の確保

これに基づき、政府が奨励金を交付する期間の三十年度末を目標として、二十六年度から五か年間で再建しようとするものであった。

主な事項として、まず自己資本の充実では、当時、固定資産八、三〇〇万円・欠損金九、七〇〇万円・合計一億八、〇〇〇万円に対し、払込済出資金は一、六〇〇万円で、自己資本不足額は一億六、四〇〇万円にのぼっていた。当時、単協に対し全額の直接出資をさせることはできなかったのですが、目標を六、〇〇〇万円とし、第一年度（二十六年度）三、三三三万円、第二年度から三か年で三三三万円ずつ合せて四、三三二万円を増資し、三十年度末合計で六、〇〇〇万円とすることになった。

た。
次に固定化資産は

債権二億七、二二〇万円を	第一年度	一億五、三五〇万円
"二"	" "	六、四七〇 "
"三"	" "	四、一五〇 "
"四"	" "	一、二五〇 "

在庫品 四、〇一〇万円を	第一年度	一、七九六万円
"三"	" "	一、二二一 "
"四"	" "	六七〇 "
"五"	" "	一七一 "
" "	" "	一五二 "

の割合で回収することとした。

また、当初計画では、これ等に対する増資奨励金一、〇三九万円、固定化資金利子補給金四九一万円、県助成二、五〇〇万円、県信連借入金条件緩和二、五〇〇万円、県預託金五、〇〇〇万円の運用益六〇〇万円・合計七、一三〇万円の外部援助を受けて、九、七六二万円の欠損金を第一年度（二十六年）一、八五〇万円、第二年度二、三一〇万円、第三年度二、〇六〇万円、第四年度二、〇七〇万円、第五年度一、九七二万円、合計一億二六二万円補てんし、三十年度末には五〇〇万円の剰余金を出す計画であった。

この計画書を、十月三日増資奨励金および固定化資金利子補給金交付申請書とともに知事の副申をつけて農林大臣に提出した。二十六年十二月三十一日を指定日とし、二十七年三月農林大臣の指定をうけ再建整備

にはいったが、その後若干の計画変更を行った。
同じく、県開拓農業協同組合連合会も指定をうけ、再建整備に着手した。

経済連は、再建整備の第三年度の二十八年度末において、固定債権について二、五九八万円を九三二万円に、固定在庫品について四、〇〇一円を二、〇〇七万円に、不用固定資産について一、〇二四万円を三七万円に、欠損金について九、七六二万円を六、五一三万円に、固定債務について二億七、三四七万円を八、四四八万円にするなど整備を推進した。
また、経済連ならびに開拓連の再建整備については、増資奨励金・固定化資金利子補給金がそれぞれ左表のとおり交付された。

そして、開拓連は三十二年度末で再建整備が完了した。

経済連は、二十八年度末繰越欠損金六、五一三万円のほか、資産内容の再評価から生じた新規欠損金、その後の長期化債権や不稼動資産等の含み損が内存していたため、計画通りの再建整備は実現し難かった。

全国的にも、県連合会の再建整備は、五か年の期間では再建達成困難なものが多く、その促進をはかるため、二十八年八月連合会だけを対象とした農林漁業組合連合会整備促進法（整促）が定められた。

経済連は、これを機会に再建整備計画を改め、整備促進法の適用をうける

連合会の再建整備に関する助成金 単位：千円

年 度	増 資 奨 励 金		固定化資金 利子補給金	
	経 済 連	開 拓 連	経 済 連	開 拓 連
26	2,041	56	3,099	112
27	9,910	104	1,380	67
28	7,840	62	259	22
29	(整備促進に切替)	42	—	—
30	(整備促進に切替)	21	—	—
計	19,291	235	4,733	201

ため、二十九年十二月二十三日指定申請書を農林大臣あて提出し、二十九年十二月三十一日を指定日として、翌三月十六日に承認された。

整備促進の目標としては、指定日から一〇か年以内に次の条件を達成せねばならなかった。

- 一 固定した債務の全部の整理
- 二 欠損金の全部の補てん

経済連の整備は、八年目の三十六年三月三十一日に目標達成の計画であったが、再建にあたっては内部体制の刷新とともに、傘下農協の経済連への正常出資一億円の達成、全利用契約の締結、その他不採算部門の整理、畜産指導事業の分離等、事業体制の整備が行われた。

その結果、当初計画を一年短縮し、満五年三か月をもって再建を達成し、三十五年三月十五日整備促進完了の臨時総会を開催した。

なお、県信連が経済連の整備を行うのに必要な債務（欠損金に見合う整備借入金）の利息を減免したのに対し、その一部を国・県が補助したが、県信連が減免した利息総額は七、四三六万九、〇〇〇円で、うち国・県の交付額は三、八二二万七、〇〇〇円で五一・四％を占めた。

農業協同組合整備特別 二十六年年度から実施された農林漁業組合再建措置法による再整備 整備法にもとづく農業協同組合の再建は、その

成果が良くなかったため、再度、不振農業協同組合の整備をはかるため、三十一年三月農業協同組合整備特別措置法が公布され、さらに三十二年には前述の再建整備法の期間延長の改正措置もとられた。

特別措置法の対象となる経営不振農協は県内で九組合であった。

九組合の指定日現在の欠損金総額は、五、九一九万八、〇〇〇円で、

一組合当たり六五七万八、〇〇〇円であった。

整備の目標としては指定日から五か年間で次の条件を完備せねばならなかった。

- 一 固定した全債務の整備
- 二 欠損金の全部の補てん

これらの組合に対する助成としては、整備を行うための欠損金に見合う整備借入金に対する利息の一部、五七二万八、〇〇〇円を国・県が補助したが、その割合は、借入金金利につき、年利国二・三二％・県二％であった。

県中央会整備 農業協同組合整備特別措置法の適用をうけている組合組合援助規程 以外の著しく経営の困難な組合で、再建の意欲が十分

あると認められるもので、県独自の援助規定に基づく農業協同組合整備組合の欠損金（県農業協同組合特別整備促進審議会で確認した額）の整備借入金に対する金利の援助を行うとともに、経費の節減をはかるため、整備組合から特別指導員の派遣申請があった場合の派遣に要する経費、整備計画の樹立・諸調査に要する経費の援助を行った。

県は農協中央会の金利援助の六分の一にあたる二四二万円を助成した。

農業協同組 一町村一組合主義の産業組合から、市町村農業会への流

合の合併 れを継承した総合農協も、一町村内に数農協が並立する例もあり（県では九か町村）、農協設立が完了した二十四年頃から過小規模組合解消のため、農協合併が全国的な問題となった。

その後、不振農協の経営改善のため、三十一年三月、農業協同組合整



大型農協合併第1号—唐津市農協

備特別措置法が制定された。その中に「知事は農協整備をはかるため必要あるときは合併について協議する旨勧告をすることができる」と規定されたが、同法に基づく国の援助措置は、欠損金に対する利子補給と滞在指導が重点とされていたため、合併についての影響はなかった。

農協合併の進行に対して大きな影響を与えたものの一つは、二十八年十月施行の町村合併促進法に基づく町村合併であった。

二十八年十二月閣議決定の町村合併基本方針の中で、「関係町村の区域内の公共団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性を速やかに確立するものとする」と。農業協同組合については、同組合が農村経済

機関としての機能を十分に果たし得るよう、可能なかぎり合併を行うものとし、合併不可能の場合においては連絡組織を結成すること」という方針がたてられた。

元来、農業に重点のある町村を数年にして三分の一程度の数に統合した町村合併は、農協合併に大きな影響を与え、その後、合併町村も農協合併の促進に乗り出すこととなった。

また、三十一年度から新農山漁村建設総合対策が実施されることとなり、多くの農協がこの施策による補助事業の実施主体として選ばれた。

この施策の指定地区内に二以上の農協が並存するときは、そのいずれか一つが間接補助事業者とされ、他農協との均衡や、補助対象施設の活用、員外利用について制限する農協法の関係等から、種々の難点が生じた。このため事業指定に際して、県・市町村が区域内農協の合併について強い働きかけを行い、合併の気運が促進された。

三十五年度に農林省が全国的に実施した農協組織調査の結果をみると、府県および県中央会の動向としては合併意欲が著しく、わが国の経済ならびに農村の発展変化に対応して、農協が事業経営を適正かつ能率的に行うためには、合併による経営基盤の強化と拡大をはかる必要が生じた。

本県の三十年代の一三三市町村農協は、町村合併前の旧市町村規模の組合であって、農業発展の推進体としては、組織・事業規模が貧弱で、財務内容も多額の欠損金を有し、経営不振の組合が多く、農協本来の事業を果たしえない状況にあった。

県は、農業協同組合の組織規模の適正化と経営の近代化をすすめるため、三十五年九月、県農業協同組合振興対策委員会設置条例を定めた。これにもとづき設置された委員会は、農業団体強化の基本的考え方および推進方法について種々調査審議した結果、原則として行政区画を地区とする農協合併の促進を答申した。

三十六年三月三十一日農業協同組合併助成法が制定され、合併につ

合併農協の概況

組 合 名	合併登記 年月日	合併関係 組合数	正組合員 戸 数	役員数 (人)	職員数 (人)	総 資 本 (千円)		経済事業取扱額 (千円)	
						総 額	うち貯金	購 買	販 売
塩田	40.10.1	(総) 2	493	16	15	130,765	120,345	20,660	51,419
諸富町	39.7.1	(〃) 2	683	12	36	534,300	454,557	75,542	333,865
太良町	40.4.1	(〃) (専) 2 1	1,859	17	60	716,732	499,440	161,961	307,161
多久市	40.4.1	(総) 6	2,332	22	124	1,037,269	334,771	247,144	411,396
唐津市	39.4.1	(〃) 7	2,557	23	195	1,479,324	1,185,132	629,311	730,133
上場	41.3.31	(〃) 7	3,284	20	170	1,129,284	615,503	526,859	781,609
武雄市	41.3.31	(〃) 7	3,903	23	159	1,507,164	1,047,848	330,937	671,702
佐賀市	40.8.2	(〃) 10	3,975	35	187	2,563,263	1,933,179	548,997	1,934,157
伊万里市	40.10.1	(〃) 10	4,690	30	223	1,874,036	1,456,172	477,296	860,344

いての県および中央会への援助、合併後の組合に対し、事業経営の確立に必要な助成が行われることとなった。

県は、三十七年十月十五日、県農業協同組合合併助成条例を定め、合併に関する必要な助成を行うこととした。

三十九年四月一日、唐津市農業協同組合の合併を第一号に、四十年度末までに、九組合の合併組合が誕生した。

その後、四十一年度以降は必ずしも行政区域にとらわれない広域合併を推進するとともに、広域営農団地の形成に努力

した結果、四十三年度鳥栖基山・三養基・松浦東部・小城郡、四十四年度白石地区・杵島、四十八年度神埼郡の広域合併が行われた。ほかに川副町、久保田町、鹿島市などの同一行政区域内の組合合併も行われた。

組合合併により、合併前の三十五年度に比べて、五十年度末の組合数は、全国平均では約三分の一の四〇％に減少しているのに対し、本県では四分の一の三三％に減少し、合併の進ちよくを示した。

組合の規模でも、全国平均で正組合員戸数一、〇〇〇未満の組合が六六％を占めるのに対し、本県は五九％である。また、全国では三、〇〇〇五、〇〇〇戸の組合は全組合の四・八％に対し、本県では二〇・五％を占め、組合の大型化が進んだ。

合併助成法は制定以来四回適用期限の延期を行い、現在では五十三年三月三十一日までとされ、県の合併助成条例も四回の改正を行い、五十三年六月三十日が最終期限となっている。

農業協同組合中、二十九年六月、農協法の一部改正によって、新たに中央会の育成強化、農協の総合指導機関としての中央会が発足した。これは公共的性格を強く持つものとされ、国の監督保護のもとに国家目的に即応した事業を行うべきものとして性格づけられた。

本県では、二十八年十月、第二回県農協大会で、「体制整備に関する決議」が採択され、翌二十九年四月「県農協拡充三か年計画」が作成された。その内容は、組合組織の整備、経営基盤の確立、事業の拡充推進を三か年で実施するため、「農協出資一〇億円達成」、「農協婦人並びに青年組織の育成」、「総合事業計画の樹立」であった。

この計画推進のため総合指導体制確立の必要性から改正法の施行をまたず、二十九年六月指導連を解散し、任意の県農業協同組合中央会を設立したが、同年十一月二日正式に中央会の発足をみた。

組合の事業組織および管理に関する指導事業は、中央会の最も重要な事業となり、中央会による組合指導体制に一貫性と統一性がもたれることとなった。

県は、三十年度以降国の制度にもとづき、中央会活動促進に対する助成を行うとともに、引き続き、四十四年度からは制度の改正により、監査事業について助成した。

なお、県の単独事業として三十六年から中央会が実施した農協整備促進利子補給事業に対し、一部助成するとともに、三十七年中央会に設置された農協合併協議会、その後の合併本部の活動に対して補助を行った。そのほか佐賀駅近くの新農協会館の建設について四十五年五、八〇〇万円の援助を行った。

合併後の農業協 五十年年度末の県下農業協同組合の組織と事業内容を同組合の現況 農業基本法制定前の三十五年度と比較すると、組合員数・正組合員戸数はいづれも一〇%内外減少し、反面、職員数は事業拡大に伴い一・八倍と増加している。

事業面では、信用事業において一六倍、貯金額で一、九〇〇億円、貸付金で八五〇億円となり、購買販売事業においても八倍強となっている。

一組合平均においては、合併前と合併後では、正組合員数二・二倍、正組合員戸数二・七倍、職員数においては五・八倍と増加している。また、貯金七〇倍、預金八三倍、貸付金六九倍と著しく拡大し、これに比

農業協同組合の組織、事業、財務の推移

区 分	35年	40年	45年	50年	35年を100とした場合			
					40年	45年	50年	
組 織	組 合 員 数	113,232	106,588	95,666	93,011	94	84	82
	正 組 合 員 戸 数	74,065	71,514	68,629	67,885	97	93	92
	役 員	1,738	1,535	891	845	88	51	49
	職 員	2,217	3,123	3,838	4,063	141	173	183
事 業	貯 金	(百万円) 11,096	(百万円) 35,367	(百万円) 74,597	(百万円) 189,939	319	672	1,712
	貸 付 金	5,490	14,416	42,478	84,824	263	774	1,545
	販 売 品 販 売 高	12,932	29,154	38,466	94,096	225	297	728
	購 買 品 供 給 高	4,457	9,642	18,680	47,189	216	419	1,059
	共 済 保 有 高 (長期)	17,593	66,668	201,308	697,575	379	1,144	3,965
経 営 財 務	総 資 本	(百万円) 15,760	(百万円) 44,580	(百万円) 96,669	(百万円) 233,788	283	613	1,483
	自 己 資 本	937	1,433	3,332	7,163	153	356	764
	うち出資金	761	1,060	2,627	4,909	140	345	645
	固 定 資 産	958	2,516	8,979	21,238	263	937	2,217



県立協同組合講習所 (昭和51年3月改築)

べ、購買品供給高は四〇倍、販売品販売高は二六倍と伸び率がおちているが、いづれも農協合併の効果が著しく、組合の規模の拡大を示している。

協同組合講習所 県立協同組合講習所は、産業組合の中間職員の養成機関として、昭和十年四月開設した県立産業組合講習所を前身とし、その後、産業組合中央会佐賀支会、県農業会等に引き継がれた。

二十二年十一月農業協同組合法公布施行後、二十四年に県立協同組合学校設置条例が定められ、県立協同組合学校として発足し、三十二年三月

三十日協同組合講習所と名称変更した。五十一年三月には、佐賀県高架事業のため佐賀市神野町の講習所敷地の買収にともない、同市高木瀬町東高木に新築移転した。総事業費は二億三、四〇二万円で、そのうち、一億円は農協団体からの寄附金であった。

協同組合学校および協同組合講習所の卒業生は五十年末現在で、

一、一四三人に達し、その大部分は県下農業協同組合の職員として勤務し、協同組合の発展と本県農林漁業の振興に寄与している。

(四) 金融と共済

農林金融の概要 戦後、農林業に対する金融は、大別すれば制度金融と農協系統金融の二大主流が考えられる。

制度金融は、各種の立法措置により発足したもので、資金源を財政投融资にもとづくものと、農協資金を利用するもの、これに利子補給や損失補償あるいは債務保証を行う長期の低利融資の制度が加わる。

系統金融は、農林業者、市町村農業協同組合、県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の間に、貯金または貸付金の流動が行われる農林業団体の組織内金融である。一般融資の他に、二十三年五月創設の農業手形、桑園手形をはじめ、種々の貸付制度が設けられている。

制度金融のうち財政投融资によるものとして、過去には農林漁業復興資金、対日援助見返資金、開拓者融資資金、農林漁業資金があったが、現在は農林漁業金融公庫資金および農業改良資金がある。

資金源が系統資金によるものでは、有畜農家創設資金、農業改良施設資金はその目的を達し、現在は災害資金および農業近代化資金が融資されている。

終戦直後にお 終戦直後の農村インフレ期に、農村にはばく大な通貨ける農業金融 が滞留し、しばらくの間は農業団体の金融機関は預貯金の増大、内部貸出の停滞、余裕金の増大という状況にあった。

戦後の農村の大改革といわれる農地改革は、農業金融にも大きな影響を与えた。すなわち、一つは従来の農地担保金融を消滅させ、不動産担

県内の市町村農業会、農業協同組合、県農業会、
県信用農業協同組合連合会の貯金、貸付金残高 単位：百万円

年	月	市町村農業会、農協		県農業会、県信連	
		貯金	貸付金	貯金	貸付金
昭和20	3	—	—	235	—
21	6	596	10	494	1
	12	718	—	564	—
23	6	1,261	140	732	67
	12	2,830	460	1,900	71
24	6	2,138	568	823	366
	12	2,108	688	657	433
25	6	1,997	640	662	429
	12	2,255	732	784	420
26	6	2,677	765	1,076	352
	12	2,897	911	1,138	553
27	6	2,985	927	1,157	352
	12	4,559	923	2,660	320
28	6	3,868	1,272	1,524	384
	12	6,494	1,772	4,192	1,072

資料：農林中央金庫50年の歩み

保金融機関の日本勧業銀行、拓殖銀行を商業銀行へ転換させた。
また、営農資金面での地主金融は崩壊し、戦時統制下では、従前の米穀商、肥料商も勢力を失い、戦後の農家の資金需要はすべて組合金融に集中した。

新たに設立された農業協同組合の組合員は、農地改革で零細化・均質化し、戦前の組合員間の相互金融を困難にし、農耕期には組合員のほぼ全員が資金の借り手となり、組合金融の季節的変動が大きくなった。さ

らに大蔵省の預金部資金等の運用に制限が加えられ、農林債券の引受が禁じられたため、系統金融機関は長期低利資金の供給源を失った。

農業手形の新設 戦後のインフレ抑制の意味で、農地改革により困から小作農家へ売り渡された農地代金の徴収が一時即金払いで行われたため、当時約一〇〇億円の土地代金が農業部門より吸い上げられた。

農村インフレの終息によって、系統金融の季節性に基づく資金繰りの困難が表面化し、資金事情はひっ迫し、二十三年に入り、一層激しくなり貯金の払い戻しに窮する農業会も現われるに至った。このような米の端境期における資金ひっ迫を緩和するため、二十三年五月一日に農業手形が創設された。

農業手形は、生産資金を調達するため、農産物収穫代金を見返りとして発行される手形で、日本銀行が担保適格手形として認める要件を備えたものである。農業手形制度は、当初、米を対象作物とし、使途は肥料公団配給肥料の購入に限られ、借入限度もその価格以内とされたが、六月四日には農薬・農機具・有機質肥料に拡大され、その後、対象作物・資金使途が拡張された。本県における農業手形の取扱高は、二十三年十二月四億円を記録した。なお最終取扱は四十三年九月一日一組合の四二三万円であった。

復興資金 戦後、農林業の復興のため、長期低利資金の融通が急務とされたが、不動産担保金融機関は普通銀行に転換し、系統金融機関は農林債券の預金部等による引受が停止された。また安定性のある預金が伸び悩んだため、長期資金の貸出は期待できず、このため農林漁業に対する財政投融資は補助金および公共事業費など直接投資が大きな比重を占めざるをえなかった。

第12章 農林水産業

二十三年九月三日、「農林漁業復興資金融通に関する暫定措置要綱」を閣議決定し、戦後久しく渴望された農林漁業復興のための融資制度が暫定措置として、一応実現をみた。この措置による貸付は二〇億九、〇〇〇万円のうち、本県関係は農業部門八〇〇万円、漁業部門一、八〇〇万円の貸付に過ぎなかった。

対日援助 農林漁業復興資金は、二十三年度で打ち切られたため、こ
見返資金 れにかわるものとして、二十四年七月米国対日援助見返資
金による融資を行うことを決定し、融資対象事業としては土地改良事業、
農業小火力発電、水産物高度利用施設、民有林造林等であり、貸付利
率は年七・五%とされ、二十四、二十五年の両年度で全国で五八四億円
が貸付けられたが、うち農林水産関係は一〇億一、四〇〇万円の貸付に
過ぎなかった。

開拓者資金 食糧増産と失業救済を目的として、二十年十一月の閣議
決定により緊急開拓事業が実施されたが、開拓者にはわずかな住宅補助
金と開墾作業費補助金だけであった。このため営農基盤を整備するため
の金融対策が要望された。

二十二年二月一日、開拓者資金融通法および開拓者資金融通特別会計
法が制定された、国が開拓者に対して、営農資金（貸付利率、年三・六
五%、償還期限一五年間）および共同利用施設資金を融資することとな
った。

本県においては、当時、農地部開拓計画課でこれを取り扱った。年度
別の貸付実績は別表の通りであったが、開拓行政の一般農政移行を契機
に四十五、四十六年度にわたり農林漁業金融公庫に承継された。

県開拓者資金貸付実績（組合転貸）

単位：千円

資金名 利率 %	資金名							計
	住宅資金	営農資金	共同施設 資金	家畜資金	不振地区 対策資金	営農振興 対策資金	営農改善 資金	
年度	3.65	3.65	3.65	5.5	3.65	5.5	5.5	
昭和21	1,841	1,161						3,002
22	6,671	5,605						12,276
23	800	26,975	950					28,725
24		19,098	1,600					20,698
25		12,413	2,150					14,563
26		10,212	600					10,812
27		11,750	810	1,839				14,399
28		19,313	1,200	5,674				26,187
29		25,863	1,000	2,679				29,542
30		24,562		2,128				26,690
31		16,910	950	3,612	306		2,178	23,956
32		11,166	500	4,176	641		800	17,283
33		16,290	650	2,148		5,742.7	1,240	26,070.7
34		23,597	1,200			19,173		43,970
計	9,312	224,915	11,610	22,256	947	24,915.7	4,218	293,173.7

農林漁業資金 二十五年六月、朝鮮動乱がほゞ発するや、食糧自給度の向上と民生の安定のため、農林漁業の振興が急務となり、農林漁業に対して長期低利資金を供給する恒久的金融機関の設置が強く要望された。

二十六年三月三十一日に農林漁業資金融通法および農林漁業資金特別会計法が制定され、農林漁業関係者が久しく渴望していた長期低利資金の融資制度が誕生した。

貸付対象 農地牧野の改良・造成・復旧、造林、林道の開発・復旧、漁港修築復旧、塩田の改良・造成・復旧、共同利用施設の造成・復旧・取得

貸付の相手 土地改良区、農協、漁協、森林組合等、農林漁業・塩業を営む個人

利率 年四％～八％

貸付期間 据え置を含め最長二五年以内

償還方法 割賦償還

農林漁業金 二十七年四月二十八日、平和条約の発効によって、当時融公庫資金の政策の中心は経済自主体制の確立におかれ、その基盤として食糧自給度の向上のため、国内食糧生産力の増強が高まった。

当時、食糧増産五か年計画、畜産振興一〇か年計画、蚕糸業振興五か年計画、漁港整備計画など毎年数百億円にのぼる長期資金が必要とされた。

従来の特別会計制度に代る専門的金融機関として、長期金融機関の設置が検討されるに至り、二十七年十二月二十九日、農林漁業金融公庫法が制定され、これに基づき翌二十八年四月一日、農林漁業金融公庫が設立され業務を開始した。同時にそれまでの農林漁業資金特別会計はすべ

て公庫が引継いだ。公庫資金の主な貸付対象事業は土地改良事業・林業・漁業・共同利用施設等、従来の農林漁業資金とほぼ同様であったが、新たに主務大臣が指定するものにも公庫融資ができることになった。

三十年自作農維持創設資金、三十一年新農山漁村建設総合対策事業資金、三十三年非補助小団地等土地改良事業（年三・五％）等低利融資がそれぞれ加えられていった。

なお、同年九月全国に三支店が開設され、本県は九州支店の管轄となり、融資の迅速化と円滑化がはかられた。三十六年には果樹農業振興特別措置法の制定により、果樹の集団的植栽に必要な資金が設けられ、当時、新植ブームの本県のみかん植栽に多大の貢献を与えた。

三十六年六月農業基本法が制定され、その後、農業生産の選択的拡大、農業構造改善の方向に沿って、公庫資金の諸制度の改正・運用が行われることとなった。

本県における農林漁業金融公庫資金の貸付残高では、農業部門が多く、九〇％を占め全国平均七四％を上回った。その中でも土地改良事業関係が発足当初から多く、現在で三九％を占め、最近では農地取得を含めて農業経営構造改善関係が多くなり、四〇％を占めている。業種別貸付金の残高合計は二五一億円である。

災害資金 災害融資制度は、災害によって損失を受けた農林漁業者が、経営の復旧に必要な営農資金を借入れやすいよう、県・市町村が融資機関に対し、貸付利子軽減のための利子補給や貸付の危険負担のために損失補償を行う制度である。

この制度は、当初、昭和二十八年四月および五月の凍霜害から三十年水害までは各災害の都度融資措置法が制定されて、災害融資が行われて

きた。

その共通の制度の特徴は、

- 一 利子補給・損失補償・債務保証などによって、農協系統などの民間資金を効果的に運用する方式がとられたこと
- 二 農業手形制度などにみられる従来の緊急的・生活補充的性格の金融と異なり、農業経営の合理化や基盤整備を目的とする生産面への政策的性格を濃くした金融制度である

その後、三十年八月五日に一つの基本的授權法ともいうべき、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（通称、天災法）が制定され、政令で災害融資の措置ができることになった。これより後は、災害の発生につど、状況に応じて被害地域を政令で指定し、迅速かつ適切な融資が出来ることとなった。

本県の戦後農林水産業の災害に対する災害融資の実績は、三十年代の災害発生が多かった。

農業改良資金 昭和二十三年、国および県の共同事業としての、農業改良普及事業が発足し、農業改良普及員は農家および部落を対象に、新しい農業技術・生活改善の普及活動を展開して行った。

農業者の経営拡大と技術進歩がひいては経営資金需要の拡大となり、三十一年五月十二日農業改良資金助成法が制定され、新しい制度が発足したが、この資金は他の農業に関する融資制度と異っている。すなわち

- 一 農業技術の普及浸透を援助するため、財政資金による無利子貸付である
- 二 普及計画に基づく普及活動と一体的に推進される融資制度である

当初は、新技術導入に必要な技術導入資金と、農業経営改良のため必

要な施設資金の二本立であった。

無利子の技術導入資金は、県が直接貸付を行い、施設資金については貸付を行う金融機関に、その債務を県が保証するとともに、貸付利子低減のため利子補給を行ってきた。この農業改良資金の貸付・償還の金庫業務を取扱うため、農業金庫を県信用農業協同組合連合会に設置した。

その後、施設資金は三十六年農業近代化資金制度の発足とともに、これに吸収され、また、三十九年の法律改正に伴い、新しい農業生活改善資金と農業後継者育成資金が追加された。

本県における貸付の比率は技術導入三六%、生活改善一五%、後継者対策四九%で、後継者対策では全国平均三六%を上回っている。

農業近代化資金 三十六年六月農業基本法が制定され、新施策の具体化のため、多くの関連法が成立した。そのなかで、農業近代化資金助成法は、農業者が農業の資本装備の高度化および農業経営の近代化をはかるため、必要な長期低利資金を借入れやすいよう、農協等の金融機関に県・国が利子補給等の助成を行う制度である。この資金は財政投融資による農林金融公庫資金と並んで農林業に対する制度金融の二大基幹となった。

三十六年度資金枠三〇〇億円（本県貸付予定額五億八、〇〇〇万円）で発足した農業近代化資金は、その後、貸付対象事業の追加、貸付限度額の引上げ等により逐次資金需要は増大し、五十年年度には資金枠は四、四二五億円（本県、九〇億円）となった。

五十一年三月末の本県の農業近代化資金貸付残高は二一四億六、七〇〇万円となっている。

なお融資機関に対し、この資金の債務保証を行うため、三十七年三月

一日農協信用基金協会を設立した。この協会は三十六年十一月制定の農業信用基金協会法に基づき設立されたもので、県、農協連合会、市町村農協が会員となり出資している。

五十一年三月末の出資額および債務保証額は別表のとおりである。

県独自の 二十八年六月末融資制度 の豪雨は、県下に未だ有の大被害を与え、被害額は当時二四九億円といわれた。

被害農林漁業者が必要とする復旧への経営資金の貸付は緊急を要し、一方、特別立法措置による災害融資の実施までには時間が必要であったので、本県では七月十三日県水害対策省農緊急資金融資損失補償条例を制定、公布し、緊急融資を行った。この融資

県農業信用基金協会の会員及び出資金 昭和51年3月末現在 単位：万円、%

会 員	会 員 数	出 資 金								全国に占める割合
		佐 賀 県				全 国				
		農業近代化 資金保証	一般資金 保証	計	構成比	農業近代化 資金保証	一般資金 保証	計	構成比	
県	1	22,371	3,457	25,827	42.7	976,005	422,842	1,398,847	42.8	1.8
市 町 村	18	648	—	648	1.1	209,902	84,691	294,793	9.0	0.2
農 協	48	15,661	4,097	19,758	32.7	507,116	373,574	880,690	26.9	2.2
連 合 会	10	12,720	1,492	13,912	23.5	391,224	305,652	696,876	21.3	2.0
計	77	51,400	9,046	60,446	100.0	2,084,247	1,186,959	3,271,206	100.0	1.8

は、昭和二十八年六月及び七月の水害並びに八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の制定に基づく災害資金に切り替えられた。

農業に対する長期低利資金として、農林漁業資金、自作農維持創設資金、農業改良資金、有畜農家創設資金等法律により制定されたが、これは全国共通の制度で、貸付上の制約・貸付枠の制限等があり、本県農業者の希望に十二分に対応することができなかった。

そこで独自に県内農協の豊富な貯金を、農業の再生産を目的に還元融資するため、その保証制度を確立することとし、県・農協連合会・市町村農協がそれぞれ基金を拠出して、財団法人県農業信用基金協会を二十二年八月三十一日農林大臣の認可をうけ設立した。この協会の基本財産八、八〇〇万円・債務保証残高五億二、六〇〇万円は、三十七年法律により設立された社団法人県農業信用基金協会に承継された。

農業の集団化等をはかりながら主産地形成を促進するため、農業者の共同化・協業化の事業に農業近代化資金が融通され、さらに年一%以上の利子補給の加算を行った市町村へ県は必要な助成(〇・五%)を行うため、三十六年十二月、農業近代化資金融通助成に関する条例を制定した。五十年十二月末残高は三二億五、六〇〇万円、市町村の利子補給額は二、九七九万円、県助成額は一、二七五万円であった。

四十二年八月公害対策基本法が制定され、ついで大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音防止法等関連法規が制定された。農業および関連事業の経営、なかんずく畜産経営ではこれより発生する悪臭や、汚水の公害防止に必要な施設を整備することが、緊急性を帯びてきた。

四十六年十一月、県農業公害防止施設整備資金利子補給金交付規則を定め、農家等が公害防止の施設を整備するため、農業近代化資金または農林漁業金融公庫資金を借り入れた場合、農業が他産業に比べて収益性が低い等の理由から、利子負担を除き無利子となるよう県が利子補給をすることとし、現在継続して実施している。なお、五十一年三月末残高は一億六、三〇〇万円で、利子補給実績は六九九万円である。

農業共済制度 昭和八年米穀統制法が制定され、米価安定対策は確立したが、災害による収入減を補てんするための対策等はなされていなかった。このため、水田不作の際の小作料との関連などから、十三年に農業保険法が発足した。

しかし、戦後、米麦の増産上、減入に対する再生産を続行できるまでの補てんや、農地改革が実施された結果、地主小作料保険として役割が減少し、農業保険の役割がなくなった。このため、農業保険法と家畜保険法（昭和四年制定）を吸収して、二十二年に現行の農業災害補償法が発足した。これは農業者の不慮の事故によって受けることのある損失を補てんして農業所得を確保し、農業経営の安定をはかり、ひいては農業生産力の発展に資することを目的とする固有の制度である。この制度は、農地・農業用施設・共同利用施設等に対する補助金、利子補給を行う天災融資などとともに、農業災害対策として重要な柱である。

また、その役割を十分に果たすことができるよう特別の工夫がなされている。国の再保険、農作物・蚕けん共済が当然加入、掛金の一部国庫負担、基幹事務費の国庫負担がそれである。

二十二年に制度が発足し、五十年までに一八回の改正がなされ、共済目的として、二十四年建物共済、四十八年果樹共済が追加された。ま

た、掛金国庫負担は、農作物共済・家畜共済において著しく改善され、農作物共済の最高補てん割合が高くなるなど、農家補償の充実と農家負担の軽減がはかられた。

△県内農業共済団体組織とその整備▽

農業災害補償法が施行され、一二市町村農業共済組合が設立され、県段階では、二十三年六月県農業保険組合が設立、翌二十四年八月に県農業共済組合の組織整備が行われ、三十三年市町村と同数の四九組合となった。

三十二年、農業災害補償法の一部改正により、事業基盤の弱小な組合事業運営の改善をはかるため、市町村へ移譲する途が開かれ、本県では、三十六年浜玉町、四十年佐賀市、諸富町にそれぞれ移譲された。

四十五年以降、人件費の上昇、事業運営の増大傾向などから、国では、広域合併の推進を提唱した。これに呼応して本県でも原則として市郡単位の八地区を目標として、四十六年度から四十九年度まで第一次県農業共済組合等広域合併、五十年から第二次広域合併を推進し、五十年年度までに伊万里・有田地区（四十七年七月一日）、武雄地区（四十九年七月一日）、三養基（五十年三月三十一日）に合併組合が新設された。その結果、県内では三九農業共済組合と三市町村の組合となり、計四二組合等となった。

△災害に対する補償▽

この共済制度は、農作物の風水害・冷害・病虫害などによる減収、家畜の死産、傷病などが発生した場合、農家に災害に見合う共済金を支払い、農家経営の安定に大きく寄与してきた。とくに次の年産については、台風・冷害・長雨などの被害に、多額の共済金が支払われた。

共済事業別共済金額
単位：百万円

共済目的	共済の種類	共済金額
農作物	水稲	29,039
	麦	2,243
蚕けん畜		26
家畜		2,417
果樹	うんしゅうみかん	1,087
建物		127,952
建園芸施設		308
計		163,074

主な災害に対する共済金の支払状況
単位：万円

農作物	年産	支払共済金	災害
水稲	31	22,054	台風
	32	22,549	〃
	36	21,492	〃
	42	53,005	水害
麦	38	64,767	冷害
	45	33,090	長雨
	47	39,232	〃
	50	38,032	〃

て重要なことである。

本県では、この共済金額を引上げるため、三十八年度から四十一年度まで第一次強化運動、四十二年度から四十四年度まで第二次強化運動、四十五年度から四十七年度まで拡充運動、四十八年度から五十年年度まで第一次農業を守る完全補償運動がそれぞれ展開された。

この結果、三十八年度総共済金額約七億二千万円が五十年年度約一億六千万円と著しく増加し、その中でも建物の共済伸長が著しい。五十年年度における共済目的ごとの共済金額は上記のとおりである。

農家補償の充実をはかるためには、減収等が発生した場合に、共済金を受け取ることも必要ではあるがその前に共済目的が共済事故による損害を生じたとき、組合等が支払う共済金の最高責任限度額である共済金額の引上げとともに、全農家が共済制度の利益を受けることが出来るよう引受率の向上をはかることがこの事業にとつ

参 考 文 献

- 一 農林政策要覧（農林省編）
- 二 農林行政の変遷（農林省編）
- 三 農林省の施策と助成（農林省編）
- 四 佐賀県農地改革史 上・下
- 五 佐賀県干拓史（県耕地協会編）
- 六 佐賀県開拓農業三十年史（県開拓農業三十年史編纂委員会）
- 七 佐賀県食糧行政要覧
- 八 新佐賀段階米づくり運動の歩み（県米づくり推進協議会編）
- 九 新農山漁村建設史（農林省編）
- 一〇 佐賀県農業構造改善事業史
- 一一 佐賀の茶業
- 一二 佐賀県農業試験場七十年史
- 一三 佐賀県酪産二十年史（県酪農業協同組合連合会編）
- 一四 佐賀県農業団体史（県農業協同組合中央会編）
- 一五 農協法の成立過程（協同組合経営研究所編）
- 一六 佐賀県農協三十年のあゆみ（農協創立三十周年記念事業実行委員会編）
- 一七 農林漁業金融公庫二十年史（農林漁業金融公庫編）
- 一八 農林中央金庫史（農林中央金庫編）
- 一九 農林金融の動向（農林省経済局全編）
- 二〇 農林金融の実情（農林中央金庫編）
- 二一 時事通信「農林経済版」
- 二二 佐賀競馬史（県競馬組合編）
- 二三 佐賀のみかん
- 二四 佐賀の園芸